

## 草津市自治体基本条例（案）タウンミーティングで出された意見等

1. 実施期間：平成23年4月20日（水）から平成23年5月10日（火）まで
2. 日程と会場：次表のとおり

開催日	時間	場所	参加人数
平成23年4月20日（水）	午後7時～午後8時30分	老上市民センター	32人
4月21日（木）	午後7時～午後8時30分	笠縫東市民センター	25人
4月22日（金）	午後7時～午後8時30分	山田市民センター	36人
4月23日（土）	午後2時～午後3時30分	常盤市民センター	34人
4月24日（日）	午後2時～午後3時30分	渋川市民センター	39人
4月24日（日）	午後7時～午後8時30分	大路市民センター	30人
4月28日（木）	午後7時～午後8時30分	笠縫市民センター	27人
4月29日（金・祝）	午後7時～午後8時30分	草津市民センター	25人
4月30日（土）	午後7時～午後8時30分	矢倉市民センター	15人
5月6日（金）	午後7時～午後8時30分	南笠東市民センター	25人
5月7日（土）	午後3時～午後4時50分	志津南市民センター	25人
5月7日（土）	午後7時～午後8時30分	玉川市民センター	31人
5月10日（火）	午後7時～午後8時30分	志津市民センター	39人

合計 383人

3. 意見総数：112件
4. 意見の内訳 別添のとおり
5. 備考：① 表の「番号」とは、【会場別意見整理表（23ページ以降）】で順番に付番したものに对应する番号です。  
② タウンミーティングにおいて、「検討」または「確認」と回答したものにつきましては、22ページにその回答を載せています。

## 【意見等別整理表】

目 次

【タウンミーティングに関連して】

【条例の全般事項について】

【用語の定義に関連して】

【第2章 市政の主体に関連して】

【第3章 市政の基本原則に関連して】

【第4章 市政運営に関連して】

【第5章 危機管理に関連して】

【第6章 まちづくりにおける協働に関連して】

【第7章 国・他の自治体との関係に関連して】

【第8章 住民投票に関連して】

【第9章 条例の検証および改正に関連して】

【その他の意見について】

【タウンミーティングに関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
1	老上	タウンミーティングは、何のために行っているのか。 我々が納得してもしなくても、最終的に議会が議決すれば終わりではないのか。	最終的には議会の議決が必要ですが、市民の皆さまの意見を反映したものを作っていかなければならないと考えています。そうして初めて、市民の皆さまに活用していただけるものと考えています。 このようなタウンミーティングの機会などを通じて、直すべきところは直していきたいと考えています。最終的に、条例案として提案するのは私（市長）ですから、皆さまに納得していただいたものを作ってまいります。そして、議会は議会として審議いただいて判断されるものであります。
15	笠縫東	このタウンミーティングで出された意見は、今後どのように反映されるのか。また、条例の制定までの予定についてはどうか。	タウンミーティングは5月10日が最終であり、また、5月16日までパブリック・コメントということで意見を募集しています。このタウンミーティングやパブリック・コメントで出された意見については条例案に反映できるところは反映し、最終的に議案として議会に提案していく予定です。この議案をこの6月に提案する予定であり、議会で可決・成立された後は、市民の皆さまへの周知期間を設けた後、施行する予定です。
42	渋川	ある条例を制定することについても、今回のような説明会がなければ分からない。	皆さんに説明して御意見を伺うというのが条例の趣旨ですので、まさしく市政運営を担う、我々職員がこの趣旨を受けてこの条例に基づいて運営していくことが非常に大事であると考えています。
51	大路	今回はこのような機会を設けてもらって参加できたが、ほとんどどこかで決まったものが降りてくるという状況である。このような条例ができれば、ひとつひとつ丁寧にこういう機会を作してほしい。	これまでタウンミーティングという形での取組はできていなかったところではありますが、今後は、重要な計画・条例を作っていく際にはこういう機会を設けさせていただくものです。これは市民参加条例の中にも盛り込んでいくものです。
25	常盤	今回の説明会は自治体基本条例案を市民に理解してもらおうものだと思うが、今回だけなのか。短い時間ですべてをみて意見があるかと言われてもすぐに答えられない。	この条例案については4月15日号の広報に全文を掲載しています。それで、市民の皆さんからパブリック・コメントという事で4/15～5/16の間、この条例について意見を承っています。それと併せて、市民の皆さんにとって、大変重要な市政運営の基本となるような条例ですので、このように市長が出向いてタウンミーティングを実施して市民の皆さんに少しでもこの条例の趣旨なり思いを伝えるべく行っています。タウンミーティングについては13学区・地区を一通り伺うことをもって終わらせていただきます。従来ですと、パブリック・コメントやホームページ、市民センターにてご覧くださいということですが、この条例については、初めて広報紙に全文を載せさせていただいて、できるだけ市民の皆さんにこの内容を知っていただいてご理解いただくために、このような場を設けさせていただいているということです。冒頭市長の話にありましたが、市民検討委員会でも40回にわたってご意見をいただき、その後、行政と議会で議論してこの形になりました。市民検討委員会によるパブリック・コメントの中においても、非常にたくさんのご意見をいただき、最終的に市長に提言をいただいているということで、2年弱の議論のプロセスを踏んで、こうなってきたらとご理解いただきたいと思います。
75	南笠東	このタウンミーティングで出た意見はどう反映するのか。	これまで市民で作る検討委員会でも40回もの会議により条例について議論いただき、議会においても議論をしていただいたところです。本日提示したものは、あくまで案であり、確定したものではありません。現在、パブリック・コメントも同時に募集しており、いただいた意見のうち、この条例案に反映できるものは反映していきたいと考えています。
83	南笠東	このタウンミーティングでは、決まった案を聞くということではなく、まだまだ意見は述べさせていただけるのですね。	そのとおりです。タウンミーティングと同時にパブリック・コメントも募集しております。いただいたご意見は、内部でさらに検討し、変更すべきところがあれば変更するものです。
108	志津	これまでのタウンミーティングで出された意見等は公開してもらいたい。	現在、タウンミーティングと同時にこの条例に関するパブリック・コメントも実施しておりますが、このパブリック・コメントの結果と併せて、市民の皆さんにタウンミーティングでいただいたご意見等を公開させていただきます。

【条例の全般事項について】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
2	老上	本日の資料は案ということであるから、変更はあり得るのか。	タウンミーティングと同時にパブリック・コメントも行っており、いただいたご意見を参考に検討し、案を変更させていただくこともあり得ます。
4	老上	この条例（案）で、草津市独自のものがあれば教えていただきたい。	「市民参加」と「住民投票」が特徴的です。 「市民参加」では、条例案の第6条で、「課題の発見、立案、評価等にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設ける」としております。ここまで踏み込んだ内容にしているのは草津市の特徴ではないかと考えています。また、「住民投票」においては、市民・議員・市長のそれぞれが住民投票を発議でき、かつ、一定数以上の請求があれば市長は必ず住民投票を実施しなければならないという常設型の制度になっているところが特徴的です。 また、前文では、草津市の個性を謳いつつ、目指すまちづくりの姿を掲げています。
41	渋川	全国でこのような条例が200ほどあるということであるが、草津市独自のものがあれば教えてほしい。	草津市としての特徴として、市民参加の考え方として、課題の発見・立案・評価というすべてのプロセスの早い段階で市民参加していただくというのが特徴です。第10条で課題の発見からの政策過程の全体をしっかりと皆さんに説明していくというところが、他の自治体ではなかなかここまで書いているところは少ない。これは、かなり検討委員会の中でもご議論いただいたところです。
7	老上	「自治体」とは何を表しているのか。自治会なのか、学区（地区）なのか。	「自治体」とは、あくまで地方公共団体としての「草津市」を表しています。
18	山田	この条例には、当然のことが書いているように思う。我々がこの条例をいかに利用するかである。	市としても、この条例を基本として取り組み、市民の皆さまにもしっかりと理解していただき、市民の皆さまに定着するよう努めてまいります。
60	草津	この条例がなぜ必要なのかということがよくわからない。「透明性の推進」だけで、この条例が必要ということにはならないだろう。いままでは市政は透明ではなかったのかと疑う。	確かにこれまでは、基本条例がなくても「市民参加」や「情報公開」をして、市政を運営してきました。しかし、これまでの手法は十分ではない面もあり、また、この「市民参加」や「情報公開」も、地方自治法などの法律に根拠があるわけではないことから、今回、市政運営のルールとしてしっかりと定めようとするものです。
20	山田	「別に条例で定める」という文言があるが、別に定めることとなる条例はいつ頃作るのか。	既に「情報公開条例」や「個人情報保護条例」を制定しており、今後作成するのは、「市民参加条例」と「住民投票条例」です。基本条例はこの6月議会で提案する予定ですが、議決をいただいた後、基本条例の周知期間を設け、その間に既存の条例の整理をした後に施行し、その後「市民参加条例」と「住民投票条例」を制定する予定です。
21	山田	現在、条例が236あり、さらに条例が増えることとなるが、条例の整理も行っていただき、市民が質問したときにすぐに答えてくれるような工夫をしていただきたい。	貴重な御意見として承りました。
29	常盤	住民投票条例もひっくるめて全体の基本条例の肉付けになるものが全てできあがった時点がスタートだと思うが、いつ頃をスタートの目途としているのか。	5月16日までパブリック・コメントということで市民の皆さんの意見を伺いまして、このタウンミーティングは5月10日までで13学区・地区において実施させていただき、いろんなご意見を伺った結果として、条例案をこの6月議会で議案を提案させていただきたいと思っています。議案を議会で議決頂ければ、市民の皆さんへの周知や、他の条例との整合を図るなど、1年くらいは周知期間を設けなければいけないかと思っています。最終的には、平成24年度以降に施行ということで考えています。「別に条例で定める」という条例は、この条例について議会の議決以降、並行して制定作業に入ることになると思います。当然、市民の皆さんのいろいろなご意見をいただき、市民参加を得て、かつ、情報提供をしていく必要がありますが、これもできるだけ早く着手していく必要があるかと思っています。 工程につきましては、明確な答えができませんが、順次作成するというご理解願いたいと思います。
36	渋川	条例が施行されても、中身が放置されるのではないかと心配である。	そのような事がないように実行していきたいし、情報公開については、今も行っているが政策形成過程からどんどん公開していくよう、より一層進めていきたい。
53	大路	よい条例案であると思うが、条例ができてどういう成果があるのか。既存の条例が236あるということであるが、ほとんど知らないのが現状である。今ある条例を活かすことで、いろいろとやっていけないのではないと思う。実際にこの条例が施行されたら、どのような体制	この条例では、「市民」「議会」「行政」の3者がともに汗をかいて、市政を運営していくというものです。ここでは、市が市民の皆さんに何かを強制するというのではなく、3者がしっかりとこの条例を守り活用することで、よりよい市政運営につなげていこうということです。これまでの行政は「市民を満足させるため」という立場から、今後は、「市民が満足する」ようにしていかなければならないと考えており、市民参加や情報公開には、時間と労力がかかるでしょうが、職員の質も向上させながら、市民の皆さん

		で運営していこうとしているのか。	にもご協力いただきたいと考えています。
5 4	大路	実際にこの条例ができることにより、どういった場面でどのようにこの条例を活用することで、どのような課題が解決するのかというような事例集というか、解説書のようなものがあれば、今後の自治会活動などに活用できるなど思うので、ぜひ作っていただきたい。	条例制定後に、より詳しい解説書を作っていきたいと考えています。
4 3	渋川	地域の持てる各種団体であるとか町内会での見直しはないのか。	この条例の趣旨は、町内会をどうするかということではなく、市民のために市が市政運営をしっかりと行っていくということを念頭に置いているものです。
5 6	笠縫	条例制定にむけてのスケジュールについてはどうか。	現在、このタウンミーティングとあわせて、パブリック・コメントを実施しています。この6月議会で提案する予定であり、議会で議決いただいた後、市民の皆様に周知させていただき期間を設け、施行は約1年後を予定しています。
6 6	草津	この条例が議会に上程されるのはいつごろか。	現在、このタウンミーティングとあわせて、パブリック・コメントを実施しています。この6月議会で提案する予定です。また、議会で議決いただいた後、市民の皆様に周知させていただき期間を設ける予定であり、施行は約1年後を予定しています。
7 0	矢倉	この条例が出来ることで仕事が増えて、財政を圧迫することはないのか。	市民参加や情報公開により市政運営をしていくという点では、労力と時間がかかる可能性はありますが、それ以上に市民の皆さんに市政に関心を持っていただくことが重要であると考えています。そのためにも、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いしたい。この条例の施行により市民・議会・行政の3者の緊密な連携により、無駄を排除した効率的な市政運営にならなければ意味がないと考えています。確かに手間はかかることになるが、手戻りが少ないような形で市民の皆さまの意見を市政に反映できるのではないかと考えています。
7 4	南笠東	現在市には、条例が236あるということであるが、これまでは前提となる条例がなかったままで市政が行われてきたのか。まずは、このような基本条例があって、次に他の条例が作られるべきではないのか。	国の法律で言うと、先ず憲法があって、その下に各法律がありますが、自治体の場合は、これまでは、国の法律や通達などに則って、各条例を作って自治体を運営してきた経緯があります。ここに至って、地方分権が打ち出され、「自治体のことは自治体で」となったことから、自治体運営の基本的な原則をしっかりと定める必要がありますことから、今回、条例を制定しようとするものです。
8 1	南笠東	「市民」「議会」「市長」という表現について、実際の窓口は、各担当課であり、担当課からのボトムアップにより市長の耳に届くということであるから、「市長」とせず、「行政」という表現の方がいいのではないか。	この条例では、二元代表制の機関としての「議会」と「市長」を表しております。市長と言いましても、広く行政を表しており、条項では、執行体制や職員の役割なども述べています。
8 2	南笠東	市長の説明にあった、「不透明な審議会等の廃止」とは、審議会全体を廃止するという意味ではなく、不透明と考えられる審議会のみを廃止するという意味か。また、この条例は6月議会で提案するということであるが、提案までに審議会を設置するのか。	不透明と考えられる審議会のみを廃止するという意味です。また、本条例については、審議会からの諮問とそれに対する答申というプロセスではなく、市でまとめた条例案を、議会との議論を通じて、最終案として練り上げた後に提案するという予定をしています。すべてのプロセスを審議会方式で行うわけではなく、様々な市民参加の手法により運営していくものです。
8 4	志津南	この条例ができることで何がどう変わるのか。	「市民参加」と「情報公開」のもとで、我々行政はこれまで以上にしっかりと市政運営をしていくことになりまして、一方、市民の皆さまにおかれては、市政に関心を持っていただけることにつながると考えています。行政は、「市民参加」と「情報公開」をより充実していく必要があります。この条例により「市民」「議会」「市長」の3者の共通理解のもと、よりよい市政運営につながるのではないかと考えています。
8 5	志津南	条例というからには、守られなければ罰則となるが、その辺りはどう考えるか。	市民の役割で言えば、あくまで行動規範的な内容となっています。罰則規定までは設けていませんが、この条例の理念に基づき、行政と議会は、市民の信頼を得られる、自律的な市政運営を行っていくことを規定しています。
8 6	志津南	この条例は、国で言うところの憲法に当たるものであると考えるが、憲法にしては、内容が細かすぎるように思うがどうか。	この条例は自治体の憲法という位置付けであり、この条例が他の条例等の基本となるものです。「細かい」という御意見については、この条例が基本原則を定めるという意味合いから、このような内容になっています。
9 8	志津南	全国的にこの条例が制定されているようであるが、総務省からのガイドラインはあるのか。	特にガイドラインはありませんが、各自治体が独自のルールを規定し、自主自立の市政運営をしようということで、このような条例を制定されているものです。本市においても、「市民参加」と「情報公開」を基本原則において、自主自立の市政運営を進めるものです。
9 9	志津南	この条例ができた時には、既存の条例や要綱、規則を体系的に整理する必要がある。	御意見を受け止め、しっかり整理します。
1 0 2	玉川	今までに、こういった基本条例は草津市にはなかったのか。これまで、「市民」、「議会」、「市長」はそれぞれの立場でやってきたわけであ	中央集権から地方分権へと時代が移り、各自治体は自らの責任と判断で市政を運営する必要が出てきています。これまで、市はいろいろな施策の中で「市民参加」と「情報公開」を行ってきましたが、今後の市政運営の指針となるべきものをここでしっかり

		る。	と作成することによって、今後の市政に活かしてまいりたいと考えています。
105	玉川	この条例ができることで、コストがかからないか。	「市民参加」と「情報公開」を行うことで、少なくとも時間と労力がかかることとなりますが、同時に職員としてのスキルもアップすることを念頭におき、常にコストを意識して取り組んでまいります。
107	志津	この基本条例を通じて、新たに作る条例は何か。	この基本条例が制定された後に、「市民参加」に関する条例と、「住民投票」に関する条例を制定するものです。今後、基本条例に定める「市民参加」と「情報公開」によって制定に向けて取り組むものです。 この基本条例についても、制定した後は、市民の皆さんに理解いただける資料を作成してまいります。

【用語の定義に関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
11	笠縫東	用語の定義が不明確であると感じる。 また、「別に条例で定める」という表現が条例にあるが、その別に定められる条例の中身が見えないのは、市民にとってはわかりにくいと感じる。 また、住民投票に関して、検討委員会では、いろいろと議論がなされ、住民投票ができる必要条件について一定の結論が出されたが、市の案では「一定数」となっている。このように変更された経緯について教えてほしい。	資料の4ページにありますが、本条例では敢えて用語の定義を行っていません。これは、条例中に規定する内容によってその示す範囲が異なるからです。ただ、個々の条例では、用語の定義をしっかりと規定して、その示す範囲を明確にしたいと考えています。 住民投票については、投票資格者をどうするのか、どのような手続きで進めていくのかなど、具体的な詳細な内容について議論する必要があります。検討委員会では、「住民の5分の1以上の署名」があれば、市長は住民投票しなければならないとされましたが、その議論の中身自体も最大限尊重する形で、今後の議論に委ねるという意味で「一定数」という表現にしたところです。当然に、議論に際しては「市民参加」と「情報公開」の原則のもとで進めてまいりたいと考えています。
26	常盤	市の方で考えている「市民」とは誰を指しているのか。広報を読める人が市民と考えられているのか。地域でこのような学習会をしたいということであればきてもらえるのか。	市民の定義は行っていません。本条例に規定する内容によってその用語を指定する範囲が異なることが想定されるため、定義をすることによる混乱を避けるために定義していないということです。ただ、別に定めるという個別の条例においては、適用関係を明確にするために用語の定義をすることにしています。ここでいう市民というのは、住民や、市に関わってまちづくりをしている方、大学、企業というようにいろいろな方々を指しております。 要望があれば説明してくれるのかということにつきましては、当然、要望に応じて当課職員がご説明に伺うものです。
50	大路	市政に対する市民参加についての「市民」の位置付けとは何か。また、市民参加についてどのように行えばよいか。これまでは、行政で決まったことしか市民に伝えられてこなかった経緯がある。	本条例では市民の定義は敢えて行っていません。条例に規定する内容によって市民という範囲が異なり、一意的な定義をすることで混乱を生じる可能性があることから定義をしていません。市民参加について、市の方ではこれまでも計画を作るときにはニーズを把握するべくアンケート調査を実施したり、審議会等を組織する際には委員の公募も行っています。また、地域の課題であれば、ヒアリングに出向いてワークショップも行っています。このような事をしっかりと制度化していくことで、できる限り多くの市民の皆さんが市政に参加できるように努めていくことがこの条例の制定の目的にあります。
39	渋川	「まちづくり」という言葉だけがひらがなである。まちづくりの定義とはなにか。市民がこのまちをいいまちにしていこうと努力すれば良いのか。	「まちづくり」を定義するのは難しいが、自治という言葉と重なってくると思います。よりよりまちをつくっていくことこそがまちづくりであると思います。その中で草津市が信託として任された部分をやり出すと言うのがこの条例の部分であり、町内会活動などもまちづくりのひとつであると思います。条例では定義はしていませんが、自分たちが主体的に関わっていくよりよいまちをつくるというのがまちづくりではないかと思います。
40	渋川	私が住民になったのは昭和53年、それまでから仕事の関係で草津市にお世話になっていたが、その当時の中山道筋の市議員さんが、中山道が非常にせまい、車が非常に多い、という事で電柱をそれぞれの家の中に入れてくれということで。道路が直され、下水もシールド工法でやられていた。そのような事をするのがまちづくりかと思う。ただ、条例を制定するという形になるならば、曖昧な言葉を使うのは困る。まちづくりとは何かと文章ではっきり示していただきたい。	確かにひらがなであり、以前は「街」という言い方をしていたが漢字で書くと、どちらかというとハード面では道を作ったり、河川を作ったり、公園作ったりという捉まえになります。渋川では電柱を民地の中に移動されたが、移したこと自体はハードかも知れないがそれに関わってこられた市民の皆さんはいろいろ協議をされ、それによって住みよいまちにするのだと理解をされ、同意の中で行われたと思う。これはまさに市民の皆さんの活動によるところが大きく、これ自体もまちづくりではないかと思います。
67	草津	この条例でいう「市民」には、草津市内の事業所で勤めている人は含まれないのか。	一言で「市民」といっても、住民や企業市民など、とらえ方は様々です。本条例においても、条項に応じて市民の捉え方が様々でありますので、混乱を避けるために、あえて用語の定義を行っていません。ただ、個別条例においては用語の定義を行うものです。
76	南笠東	「市民」、「信託」という意味について、詳しく教えてもらいたい。	本条例では、「市民」などの用語の定義を行っていません。それは、条項によって市民の範囲が異なるからであり、ここでは、「市民」という大きな枠組みとして捉えていただきたい。ただ、個別の条例では、「市民」の範囲を特定するものであります。また、市が行う行為の権限は主権者である市民にあり、その市民が市に市政運営を託していることを、ここでは「信託」と表現しています。 多数の市民の方から選ばれた市長あるいは議会が市政運営を行っていくこととなりますが、任せられたからと言って、市長や議会が好き勝手に市政運営を行うのではなく、市民の皆さんの意見や要望を取り入れていく必要があると考えています。そのための市民参加や情報公開などの運営のルールを定めるのがこの条例であると考えています。
88	志津南	条例で、「市民」「住民」「市政」「まちづくり」などという言葉が出	4ページの【条項のねらい】に、用語の定義について述べていますが、本条例では敢えて用語の定義を行っていません。なぜ

		てくるが、使われている用語について説明願いたい。	<p>なら、各条項における用語の範囲が異なるからであり、一意な定義をすると、混乱を生じさせる恐れがあるからです。</p> <p>住民投票については、市内に住所を有している方が対象となることから、敢えて「市民」と使い分けをしているものです。</p> <p>「市政」とはここでは、文字通り議会と市長（行政）による自治体運営そのものを表しており、「まちづくり」とは、地域をよりよいものにするための活動を表しています。</p>
89	志津南	<p>用語の定義についてはあえて規定しないということであるが、前文では「市民」や「草津市民」という言葉が使われており、あいまいさが残る。また、同じ「市民」という言葉でも、条項によって指す対象が違うというのは、この条例が市の憲法という位置付けからして、もう少ししていねいに整理した方がいいのではないか。「信託」についても、あくまで信託するのは草津市に住所を有する人が基本であり、市外の人が含まれる余地はない。誤解を与えるような解釈がなされること自体、許されない。</p>	<p>「市民」とは誰を指すか、という議論は前段の検討委員会でもかなり意見が出ていたところですが、さらに検討させていただきたいと思います。</p>
103	玉川	<p>この条例で「市民参加」が謳われており、「市民」にもいろいろな人がいるが、この条例でいう「市民」はだれのことか。</p>	<p>4ページに、用語の定義について述べていますが、本条例では敢えて用語の定義を行っていません。なぜなら、各条項における用語の範囲が異なるからであり、一意な定義をすることにより、混乱を生じる恐れがあるからです。本条では、大きな概念として「市民」という用語を使用しています。</p> <p>「市民参加」に関しては、選挙で選ばれた市長と議会が市政運営を行うのではなく、市民の意見を市政に反映するための市民参加の仕組みをしっかりと決めていくことが重要であると考えています。</p>

【第2章 市政の主体に関連して】

第1節 市民

番号	場所	意見	市の回答・考え方
91	志津南	この条例では、「市民の責務」の規定がない。まちづくりは「権利」だけではできず、「責務」が伴うものであると考える。	「責務」といっても、どこまで規定できるかという問題もありますが、他市事例を見ている、「発言と行動に責任を持つ」とか、「サービスの対価として応分の負担を行う」などです。この条例では、市民に規制を加えるのではなく、あくまで行動規範的な概念を規定しているものです。
92	志津南	「自治体」基本条例である以上、市民の責務は入れるべきではないと思う。	この条例は、市民参加と情報公開というルールのもとで、市が市民のためにしっかりと自治体運営をしていくということです。確かに、危機管理や協働という部分で、市民にもお願いする部分もありますが、御意見のとおり、責務といった規制すべき内容を盛り込むべきではないと考えています。

第2節 議会

番号	場所	意見	市の回答・考え方
31	常盤	市民参加というのは大切な権利かと思うが、地域の代表として2名の市議会議員がおられる。この中での議員と市民参加との関係は。条例に議員の事は書いていないがどのように考えているのか。	現在、議会は議員23人で構成されていて、議会自身も提案権を持っていますので、条例を作ったり、予算を審議する過程では議会自身が市民参加という事で市民の声を聴いた形で議論いただく必要があると考えます。市長も行政もそうですし、議会にも市民参加が必要であると考えています。まだまだ、不十分な点もあると思いますが、これをさらに充実させていくというのが行政側と議会側に求められていると考えています。
68	矢倉	行政職員の業務に対する監査についてはどう考えているのか。	第4条の「議会の役割」において、「執行機関の活動を監視」という規定があります。また、第5条の「市長等の役割」においても、「執行機関の構成員および職員」に監査委員も含まれており、誠実に職務を遂行するものです。
87	志津南	ここには、議会のことは書いているが、市民の代表としての「議員」については書かれていないが。	この条例では二元代表制の機関として、合議機関としての「議会」と執行機関である「市長」を捉えています。また、市議会議員で構成する自治体基本条例調査検討特別委員会では、自治体基本条例の調査検討をされ、さらには、「議会基本条例」を見据えた検討もされており、施行される見込みは不明ではあるが、その条例中に、議員としての規定を述べられるものと想定しています。
90	志津南	「議会」の部分で、立法機能とあるが、この用語を入れた意味は。	これも検討委員会で議論があったところですが、二元代表制の一翼を担う議会は行政運営の追認をするだけではなく、市民参加と情報公開の原則の上で、政策の提言や調査研究などもしっかりと行っていくべきであるという意味がこの「立法」に込められています。
95	志津南	大阪の議会改革などに見るように、改革の在り方についての条項を追加すべきであると考えがどうか。	議会におかれては、「議会改革検討委員会」を組織し、改革に向けた取り組みをされているところです。具体的には、予算と決算について一括審査する予算審査特別委員会と決算審査特別委員会を設置いただくなど、しっかりと議会として議論をしていただいているところです。 議会におかれても今後、この条例で言う市民参加や情報公開による改革に向けた動きを公表されながら取り組まれるべきであると考えています。 行政としても、行政システム改革などを行ってきていますが、一層の財政の健全化を目指し、改革に向けた市政運営を行っていきたいと考えています。

【第3章 市政の基本原則に関連して】

第1節 市民参加

番号	場所	意見	市の回答・考え方
24	山田	この条例では、市政の透明性が強く謳われており、良いことであると思う。今後の草津を変えていくポイントは「市民参加」であろうと思う。この市民参加については、別に条例で定めるとあるが、じっくりと議論していただきたい。一方で、市民参加の手法は結構ではあるけれども、時代の流れは速く、迅速性が求められてもいることから、そのあたりはどう担保するのも課題である。	「市民参加」については、現在でもいろいろな手法で行っていますが、それをこの条例でしっかりとルール化しようとするものであります。また、迅速性を求められる政策もあり、政治的な判断をしっかりと行ってまいります。
28	常盤	第8条に市民参加の確立という事で別に条例で定めるとなっているが、説明ですでに制定済みの条例がいくつかあるという話があったが、市民参加に関する条例はすでにあるのか。	市民参加の確立について、すでに市の方ではさまざまな市民参加の手法を行っておりますし、パブリック・コメントの実施要綱も作って運用していますが、市民参加についてのルールを定めた条例を作るということを考えています。これから市民の皆さんの意見をお聴きして、皆さんにお知らせして作っていくこととなります。市民参加条例と住民投票条例はまだ出来ておりませんが、この基本条例の制定後に提案していく予定です。
61	草津	基本条例の制定は、意義あるものとする。ただ、参加と参画という言葉が使われているが、この意味を教えてください。	参加は加わることであり、参画は積極的な関わりをもって加わることであるといえます。まずは、市政への参加からはじめて、参画・協働へとすすみ、ともに汗を流すということもあると思います。この参加・参画・協働の手法については、今後の市民参加条例を検討する中で改めて議論していきたいと考えています。
69	矢倉	「市民参加」という言葉が出ているが、町内会への負担が増えたりしないか。	基本的に町内会に負担がかかることはないです。この条例を通じて、市民の皆さんにもっと市政について関心を持っていただきたいと考えています。

第2節 情報公開

番号	場所	意見	市の回答・考え方
52	大路	第10条で政策過程全体の情報共有とあるが、従来以上のことを期待するのだが、全体的な条例を見ると、市は市民に対して情報公開を適切に行う一方で、市民にはやれることはちゃんとしなさい、ということだと思う。よいことだと思うし理にかなっていると思うが、手続きであるとか事務量がそのために増えるような気がする。そして、執行体制は法的に行うと書かれているので、両方をうまくやる事は難しいと思うが、職員数やまちづくり協議会の事務量が増える恐れはないのか。	少数精鋭の中ではあるが、職員のレベルアップもしっかりやっていき、また、市民の皆さんにも協力いただけるところは協力していただきたいと考えています。 そして、市政の質を高めていかなければならないという思いを持っています。 また、事務量が増えるかもしれないが、逆に政策の手戻りがないようにするという意味でも、市民参加を積極的に行っていきたいという考えです。
24	山田	この条例では、市政の透明性が強く謳われており、良いことであると思う。今後の草津を変えていくポイントは「市民参加」であろうと思う。この市民参加については、別に条例で定めるとあるが、じっくりと議論していただきたい。一方で、市民参加の手法は結構ではあるけれども、時代の流れは速く、迅速性が求められてもいることから、そのあたりはどう担保するのかも課題である。	「市民参加」については、現在でもいろいろな手法で行っていますが、それをこの条例でしっかりとルール化しようとするものであります。また、迅速性を求められる政策もあることから、適宜適切な判断をしっかりと行ってまいります。
32	常盤	橋川市長は市政の透明化について積極的に取り組んでいて評価をしているが、この条例についても市民との情報の共有についても大切だと思うが、特に条例の中で市は市民が市政に関する政策段階の各段階における情報に容易に接することができるようにとあるが、具体的にどうしていくのか。条例が出来てから市民が条例に接していきやすくするのか。	情報の透明化も積極的に行っており、これからも進めてまいります。条例に情報公開、情報共有という事を謳わせていただいているのは、透明化をさらに進めたいという事であり。このタウンミーティングというのは初めての試みですが、こういった取組とか、市民アンケートであるとか審議会などで市民参加により公募の市民委員さんが入っていただく機会を設けていますが、この条例が制定されたということの中ではさらにそれを充実させる方法はないか、さらに他の手法はないかという事を検討して、市民参加条例の中に具体的に謳いこんで、もっと透明な草津の市政運営をしていきたいと考えています。
12	笠縫東	10ページでは、「個人情報」の規定があるが、個人情報の保護が叫ばれ、市の所有する個人情報は簡単に得られない。民生委員をしているが、委員として市から委嘱されている以上、本当に必要な情報は、市から提供していただきたいと思う。	民生委員への個人情報の提供については、少しずつではありますが緩和されてきています。個人情報の公開と保護については非常に難しい問題ではありますが、平成18年に定めている「草津市個人情報保護条例」に基づいて適正に運用していきたいと考えています。 なお、個人情報が適正に保護されているかどうかを審議する機関として「個人情報保護審議会」を設けており、ここでの運用をしっかり行ってまいりたいと考えております。
13	笠縫東	「個人情報保護審議会」のメンバーはどういった人がいるのか。	法的な解釈ができる学識経験者や弁護士、そして市民公募委員で構成されています。 「公平・公正」という判断の中で、個人情報をどう取り扱うのかについてご議論いただいています。
64	草津	「適正」や「適切」という言葉が使われているが、その違いは。	用語の使い方については、再度確認します。御意見として承ります。
14	笠縫東	基本的に市が保有する個人情報は見ることはできず、民生委員など限られた人に対してしか公開されないということをお知らせしておく必要がある。	貴重な御意見として承りました。
71	矢倉	個人情報に関して、個人情報保護法が過大解釈されている現状がある。災害などの対応のために、個人情報を必要とする者（町内会長や関係者）に提供すべきではないかと考えるが、市の見解は。	市では現在、災害時要援護者避難支援制度を設けており、援護を必要とする方の情報の登録を進めています。また、民生委員には、個人情報を閲覧できる制度も設ける予定です。
59	笠縫	町内会長をしているが、町内に住んでいる人の情報がかめずに困っている。役所に行っても、警察に行っても、病院に行っても、民生委員に聞いても、「個人情報だから」という理由で断られる。「自助・共助」という言葉を並べておられるが、現実はどう簡単にはいかない。そのあたりはどう考えているのか。	個人情報については、どうしても法律上出すことはできません。そのような中で検討されたのが、災害時要援護者避難支援制度です。「向こう三軒両隣」という顔が見えるお付き合いができるように、行政としても、できるだけことは支援してまいります。
46	渋川	マンションでは実際に転出転入された人が把握できない。管理人に	今の御意見は、ほかの地域でもいただいておりますが、「向こう三軒両隣」という顔が見えるお付き合いができる、そのような地

		聞いても個人情報であるため教えられないと言われる。向こう三軒両隣の関係が個人情報制定以降うまくいかなかった。昔ならば、町内会において名簿が必ずあった。今は、そこに何名住んでいるのか、その家に住んでいるのかが分からない。今度の要援護者支援を希望される方については、名簿は町会長と民生委員にお渡しするということが、要望のない方については情報が入ってこない。民生委員は国の委嘱機関であって動いているが町内会は全く把握できない。その辺をどうしていくのか。	域にもう一度みんなで戻していこうではないかという大きな視野で取り組んでいただいています。ただ、地域によって問題も変わってくると思うので、その課題解決については、リーダー的な方の役割が非常に大きいと思います。そういうリーダーの方と行政がどう関わりながらお互いがどう解決していくかという事が重要であると思います。市は出せる情報をきちっと出す、いろんな政策過程について公開していく中でお互い議論していきましょうというような一定のルールを示させていただくというのが今回の自治体基本条例であると思っています。
57	笠縫	第11条（情報の管理と公開）に関し、町内会の人口構成などが全く分からないので、積極的に教えてもらいたい。	町内会単位の人口構成などは分かりませんが、住所別の人口構成は把握しています。
47	渋川	今、情報公開は月2回の広報、市のHPその辺で情報公開をしているが、市民の中にはHPを見ることのできない人も多いと思う。回覧ではなく全戸配布による情報公開を多くしてほしい。	情報公開は、その充実をさらに図っていかなくてはならない。パソコンを利用される方は限りがあるし、紙ベースの媒体でのお知らせをいかに充実するかです。町内会に入らない、脱退されるという問題には、危惧もしており、個人情報保護法の縛りやプライバシーの問題もありますが、町内会の活動をより活発にして町内会に入る事のメリットをもっと訴えることも大切です。一人暮らしの困っておられる高齢者の方々が無縁社会で亡くなられていてもわからないという事が全国的にもあることから、このような事が草津市においては発生しないような助け合いのまちづくりをなんとか訴えて皆さんのご意見・ご提案をいただいて行政とまちとが手を組んで行っていきたい。町内会によっては、毎年、町内会名簿を作るためにペーパーで提出してもらって人数だけ把握してもらっているとかという取り組みもあるようです。これは、協力がないとできない話だが、このような時であるから協力いただかないといざという時に困るのだという事を強く訴えるなど、なんとか地域の助け合いのまちづくりが進むように目指してまいります。

【第4章 市政運営に関連して】

第1節 総合計画

番号	場所	意見	市の回答・考え方
35	渋川	国にあたるどころの憲法にあたるものと思うが、地方分権の流れの中で作っていかねばならないと市長は言っていたが、実施にあたっては抽象的で見えていない。例えば市民の「主体的な活動」とは何なのか。PDCAを行うのは重要であるが、私たち市民の全く関係のないところで運営されるのではないか。	この条例は、市政運営の基本を市民のみなさんと、市長（行政）が確認するという意味合いもあります。具体的にどうなるのかという質問に対しては、積極的な市民参加を進めるということであり、情報公開に関しては情報公開条例を定めています。個人情報についても個人情報保護条例を定めています。市民参加条例というのはこれから定めるものです。この基本条例では基本的なところを謳っているのみで、市民参加についてはこれからの条例の中で保証していきます。具体的には、このタウンミーティングもそうですし、計画を策定する時の、市民による委員会による検討のほか、市民意識調査、アンケート、パブリック・コメントなどいろんな方法をとっていますが、このような事を具体的に市民参加条例で謳っていくものです。 住民投票条例もこれから作っていくものであります。重要な課題について、例えば、実際にはないが市町村合併などの話があれば、住民投票にかけていく必要があるでしょうし、それが住民のどれくらいの請求で行うかというところまで定めていこうということで、基本条例では住民投票の実行の担保性を謳いこんでいるものです。
5	老上	総合計画についても触れられているが、向こう10年間の草津市の目指す姿について説明してほしい。	平成22年から平成32年までの約10年を見定めた、第5次草津市総合計画では、人口は減少せず、僅かではありますが増えていき、平成32年頃を境に減っていくという試算をしており、成熟型社会を見据えたまちづくりを掲げています。 人口の1割を大学生が占めていることにも鑑み、ふるさと「草津」を意識した「元気とうるおい」のあるまちを目指しています。
19	山田	第5次総合計画では、「出会いが織りなす・・・うるおいのあるまち草津」とあるが、市長が考える草津のうるおいとして考える人口規模はどれくらいと考えておられるか。	総合計画では、平成32年までを見通したものとなっていますが、平成32年には草津市は13万5千人という試算をしており、それ以降は減少する傾向で予測しています。「うるおい」ということでは、人口密度も重要ではありますが、旧草津川の整備などを通じて、今後の「うるおい」ある草津の魅力として位置付けてまいりたいと考えています。
34	常盤	総合計画というのは最上位計画とあるが、今、計画が22年～32年度という事で計画されているが、市としては何ヶ年を基本とするとかはっきり明記されていないのだが、総合計画は何年を原則として考えているのか。また、新規に計画される計画については何年かけるとか期間は定めているのか。市長が変われば総合計画も変わるということですが、すぐに変われたら大きなロスが出ると思う。	総合計画については、平成22年度から取り組んでいるものですが、基本構想そのものは地方自治法の第2条第4項で「市町村はその事務を処理するにあたって議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して運営しなければならない」とあります。今、地方自治法の改正でこの条項をなくすという議論がされていますが、市としては、もともと長期的な運営を定めて市政運営を行うというルールがあり、その前提で基本構想は10年スパンで定められています。それが、草津では、第5次ということになっています。今、平成22年から32年で11年のスパンの中で考えています。市長の任期ごとにとという事で、市長のマニフェストに関わる事業は65事業ですが、実際に基本構想、基本計画については670ほどの事業があります。基本計画については3年・4年・4年のスパンで行うという事になっています。第1期は22・23・24年で定期の基本計画を終わる計画です。通常、基本計画と基本構想がありますが、どこの自治体も基本構想とは10年とか12年、なかには20年スパンの所もあります。それは、地域によって違います。法律には長期的な構想だけとしか書かれていません。基本計画は10年のスパンに向かって具体的にどういう事をやっていくのかという事になります。市長が変われば、計画は変わるのかということですが、市長は大きい理念でこういうまちにしたいと事をおかかげて4年という約束の下でしっかりとこの事業をやっていきますというのが選挙で掲げるマニフェストかと思えます。基本構想・基本計画を市民の皆さんにご説明させていただいたのは、森にたとえていうと、森というのは草津市の10年はこういう森にしていこうと、その中でこういう木を植えていってこういう枝ぶりにするというのが基本計画であるとたとえられると思います。議会の議決を得るという事は10年間はこういうまちを議会とともに、市民の皆さんとともに約束して、その初歩として市長が選挙で約束された事業を取り組む内容を盛り込んだものが基本計画ということで考えています。

第2節 執行体制

番号	場所	意見	市の回答・考え方
79	南笠東	市の財政の健全化について、もっと強調すべきではないか。	この条例は市政運営に関する基本原則を網羅しており、特定分野のテーマを詳細に取り上げてはいません。健全で持続可能な財政運営のため、本条では第13条（総合計画）、第14条（財政運営）、第15条（行政評価）で、その姿勢を述べさせていただいています。

9	老上	<p>法令遵守に関して、市の最終意思決定は議会にあるということであるが、その議会自体が法令違反を起こした場合はどうなるのか。</p> <p>第30条の検証と改正に関しては、市民・議会・行政がこの条例に基づいてしっかり市政運営を行い、法令遵守を行っているということが検証されるような機関の設置が課題である。</p>	<p>第19条は、あくまで行政組織と職員の法令遵守について述べているものであり、市民や議会について述べているものではありませんが、議会においては、政治倫理条例があり、そのなかで法令遵守の事項がございます。</p> <p>また、第30条の検証と改正に関していただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>
62	草津	<p>公益通報の部分で、「職員は、・・・通報するものとする。」とあるが、市民感覚からすると「・・・しなければならない。」という表現のほうがいいのではないか。</p>	<p>通報するものとするということで、義務的な表現として捉えています。</p>

【第5章 危機管理に関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
16	笠縫東	第23条「危機管理」について、市が市民に対して教育訓練をして、市民が市の言うとおりに行動するのか、あるいは、各自治会が独自に訓練をするのか。	自助、共助、公助により、自分自身また、地域でできるところは地域でお願いするところではありますし、互いに連携を取って防災等に取り組んでいただきたいと思います。市内には、183の自主防災組織があり、今後の継続的な活動をお願いするところです。
17	笠縫東	自主防災組織というが、「向こう三軒両隣」しか面識がないなかで、防災組織は機能していないと思う。 そのあたりは、市も現実を見据えていただきたい。	町内会の取組もいろいろあります。個人情報保護の意識から、なかなか情報が集まらないということですが、かといって市の所有する個人情報をそのまま出すわけにはいかない事情もあります。情報の収集につきましては、長い目で時間をかけて取り組んでいただきたい。訓練に関しては、町内での取組のなかで、危機管理課の出前講座や消防署の出前訓練もありますので、ご利用いただきたいと思います。
22	山田	危機管理について条項があるが、今回の震災のような大惨事は想定しているのか。	今回の東日本大震災を受けて、地域防災計画を見直しているところです。原発について、福井には13基の原発がありますが、現在の法律では10km以外であることから、地域防災計画には被害想定がなされておられません。 現在、地域防災計画を最悪の事態を想定し、見直しているところであります。また、備蓄物資の点検や被災者への支援という観点も取り入れるものです。この計画を見直した後は、市民の皆さまにもお知らせし、日頃の防災対策に努めていきたいと考えています。
49	大路	災害の件ですが、避難場所であるとかだいたい決まったことであるが、旧草津川の土手は安全であって、避難場所として適していると思うので残してほしい。	旧草津川も廃川になって利活用については市民の皆さんの意見も頂きながら構想段階に入ってきました。今後は実際の活用についての計画作りに入る段階であります。貴重な空間であるのでいざという時の避難場所の確保として、構想の中には盛り込んでいきたいと思います。「また、物資の輸送をする必要もあり、そこまでのアクセスも重要であるので道路・通路の機能も必要である」と考えています。それ以外にも、公園的利用などの利活用を進めていきたいと考えています。
58	笠縫	東日本大震災のような災害を想定した危機管理体制となっているのか。	現在本市では、地域防災計画を作成していますが、この計画は、震度6強程度の地震を想定したものとなっています。今回のマグニチュード9のような大規模な地震は想定していないことから、現在この計画を見直しているところです。また、原発については、福井に13基あり、これまで被害想定を出していませんでしたが、今回の大震災を受けて、最悪の事態を想定した計画に作り直すものです。 阪神大震災では、人々の助け合いによって多くの方が救われていることから、自助・共助の重要性を重ねて強調したいと思えます。
72	矢倉	たとえ、情報が入手できても、家が潰れるような災害が起きたら紙ベースの情報は何の意味もなくなるのではないのか。	「向こう三軒両隣」という言葉にあるように、やはり日ごろからの顔の見える近所付き合いが重要であると考えています。
94	志津南	危機管理に関して、核問題（原発）が気になるがどうか。	現在、若狭湾に4ヶ所（敦賀・大飯・美浜・高浜）、13基の原発があります。草津市は、これらから70km～80km離れているものの、最悪の事態を想定し、現在の危機管理計画や防災計画を見直しているところであります。 また、県と連携する必要もあるし、被災者を受け入れる対応もしなければならないと考えています。
96	志津南	災害等による被害想定はどの程度見込んでいるか。また、震災の支援についての考え方は。	担当課は危機管理課であり、詳細は今わかりませんが、市の地域防災計画等に定めているところです。 また、原発による被害想定はできておりませんが、最悪の事態を想定した地域防災計画にしよう見直しているところです。 支援については、継続的に息の長いものになるような体制をとっていきたいと考えています
97	志津南	災害に備え、市のデータはバックアップできているのか。	場所までは言えませんが、バックアップは取っています。
100	玉川	危機管理に関して、近くに福井原発があるが、その対応策として今できている部分と、できていない部分について教えてほしい。	現在市では、地域防災計画を定めているが、原発事故による被害は想定できていないことから、この計画を見直しているところです。現在、福井に4ヶ所（敦賀・大飯・美浜・高浜）、13基の原発が稼働しています。草津市は、これらから70km～80km離れているものの、今回の震災で東京の水道水が汚染されたことから、原発から遠方にあるところでも放射能汚染等の危険があることから、最悪の事態を想定した防災計画を作成する必要があると考えています。 なお、滋賀県においても被害想定を現在作成しているところであります。 また、被災者の受け入れ態勢も必要であることから、それらについても防災計画には盛り込む予定です。
101	玉川	他の自治体との連携として、現在どの市と連携しているのか。	平成9年に、大分県の別府市、岡山県の津山市、大阪府の摂津市、千葉県君津市、静岡県焼津市と応援協定を締結しています。そして、東海道五十三次市区町と「災害時相互応援に関する協定」を締結しています。また、平成17年には、守山市、栗東

			市、野洲市と「災害時における相互応援・連携基本協定」を締結しています。さらに、平成18年には三重県の津市、岐阜県の多治見市と締結しているところです。
111	志津	先の大震災に関して、原発への対応など、この基本条例に載っていない部分については、この条例を今後改正することで対応するのか。	現在、市では、地域防災計画を定めているが、原発事故による被害は想定できていない。したがって、この計画を現在見直しているところであります。現在、福井に4ヶ所（敦賀・大飯・美浜・高浜）、13基の原発が稼働しています。草津市は、これらから70km～80km離れているものの、今回の震災で東京の水道水が汚染されたことから、原発から遠方にあるところでも放射能汚染の危険があることから、最悪の事態を想定した防災計画を見直す必要があると考えています。
112	志津	最近、防災無線を設置され、日曜日の夕方に音楽が流れているが、災害対応としてできることはすぐに始めたらどうか。	現在、市内の79か所にスピーカーを設置し、FMの電波で緊急放送を流すようにしています。国との協議の中で、日曜日の夕方に試験電波を流すこととしていますが、緊急時には、自動的に災害情報が流れるようになっており、通常の防災無線よりも早いスピードで情報が流れる仕組みになっています。

【第6章 まちづくりにおける協働に関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
10	笠縫東	最近、町内会を脱退する人や町内会自体に入らない人が多い。理由は様々であろうが、市民の皆さんに市政や町内会のことにもっと関心を持ってもらうことが必要ではないか。	本条例の中では、協働のまちづくりの推進についての条項があります。御指摘のとおり、東日本大震災のような大惨事が起きると、日頃からの顔が見える関係や助け合いの関係の重要性が大切であると痛感します。
23	山田	市民は市に要求ばかりするのではなく、市民自らが協働してやっていかなければならないと考える。	協働の取組は必要であり、市にもその啓発を進めていく必要があると思います。
30	常盤	橋川市長になってから協働のまちづくりを推進されている。まちづくり協議会にどのように期待されているのか。	協働のまちづくりの推進に取り組んでおりまして、おかげさまでこの学区におきましても、そういう気運を盛り上げていただき、まちづくり協議会を作っていこうという事で準備に入っているところです。今回のような災害にあっても、その対応を行政や消防、職員が行うわけですが、避難所の運営なんかは地域の方々の助け合い、また、防災の取り組みについても日頃の訓練など地域の助け合い、共助の取り組みが大きいところです。「まちづくり協議会」というのは町内会・自治会・自治連が中心となって各種団体も入っていただいた中で相互の、より顔が見える関係と交流を深めていただき、地域の課題を地域で迅速に解決できるような仕組みづくりであると考えています。
44	渋川	町内会などの組織について、どうあるべきか。今あるプランを知りたい。	3月に「草津市協働のまちづくり行動計画」を策定し、どのように地域のまちづくりを進めていくかということで取り組みを進めている。条例から離れるが、「まちづくり協議会」というような組織の中に統合して、そこがまちづくりの主体となってやっていくような方向で13学区・地区において取り組んでいただいている状況です。
45	渋川	素朴な疑問だが、まちづくり協議会を渋川の自治連合会で検討する場合、駅前であれば市民でない企業もある。その辺をどうするのか。また、町内会に入っていない市民をどのように扱っていけばよいか。	非常に難しい問題です。企業については町内会によっては町内会費のような協賛をしていただいている町内会もあるし、設置時に議論されている場合があるので、企業も地域の一人としてまちづくりなどに参加して頂く事は非常に大事だと思います。町内会に入れない方、これは任意という問題があると思う。それが、難しい課題だと思う。いろいろな市の施策などで、東日本大震災のような事で地域のコミュニティがしっかりしていけないといけない。市としては向こう三軒両隣の顔が見える環境を啓発していかなくてはならないが、町内会に強制的に入れというのは任意という問題があるので難しい問題があるが、地域の顔が見えるような関係づくりというのが地域の皆さんとともに取り組んでいかなくてはならないと考えます。
55	大路	協働の支援についてはどのようなことを考えておられるのか。	第25条につきましては、協働のまちづくりを推進していくための考え方を示しています。本市では、「協働のまちづくり指針」と「草津市協働のまちづくり行動計画」を策定して協働のまちづくりを推進しています。市民活動団体への支援策としては、現在、公益活動計画を策定に向けて取り組んでおり、また、行政にかかわって事業を展開する「提案型事業」についても取り組んでいるところです。
65	草津	「協働の推進」にて、「市長は、・・・支援に努めるものとする。」とあるが、金銭面の支援はあるのか。	草津学区では、「草津学区ひと・まちいきいき協議会」が設立されているが、金銭面の支援としては従来からの補助金を交付金化するなどして行う予定であります。具体的な内容については、まちづくり協働課が担当し進めてまいります。
93	志津南	この条例は、市民同士で自主的に行う「自治」の領域は含まないとあるが、そういうふう考えたのはなぜか。こうなると、町内会活動などの組織が、市政運営から置き去りにされることにつながるのかという懸念がある。	町内会活動等も一定のルールに則って運営されていますが、それらの活動や市民同士のまちづくりの活動内容までも条例で縛る（規制する）ということではできないのではないかと考えています。現在市では、コミュニティ活動が活発化しているのを受けて、地域活動自体の再編成のための新たな取り組みとして、各学区・地区ごとにまちづくり協議会の設立を目指しており、この条例を基に取り組んでいくものであります。
104	玉川	「協働のまちづくり」ということで、行政は市民に何を任せようとしているのか。	市では現在、新たなまちづくりの取組として「まちづくり協議会」の設立にむけて取り組んでいます。地域の皆様にどういったことを行っていただくかも含めて、「自分たちの地域は、自分たちの手で」ということで、この条例に基づいてしっかりと協働のまちづくりに取り組んでまいります。
106	玉川	協働が進むと、市民センターの役割は大きくなると思われるが、そういう意味では市民センターの充実が求められる。	市民センターの充実に向けて、職員を増員しています。また地域とのコーディネーター役としての人員を配置しており、今後も現場の状況を見ながらその在り方について検討します。
110	志津	町内会運営と、この基本条例の関係についてはどうなのか。	町内会長においては、行政事務の委嘱をお願いしている部分もあり、行政と密接に関わりがありますが、町内会などのいわゆる自由な活動が行われている町内会運営までこの条例では踏み込んでおらず、別のものであると考えています。この条例では大きな枠組みとしての「まちづくりにおける協働」を捉えているところです。

【第7章 国・他の自治体との関係に関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
77	南笠東	地方分権になると、国の予算はどうなるのか。	国の補助金をもらおうとすると様々な縛りがある、いろいろな条件をクリアする必要があったが、国の方も変わってきて、これまでの補助金が、地方の判断で自由に使える交付金にする方向に変わってきており、現場のニーズに合わせた形になってきています。ただ、まだまだ予算が下りてこないのが現実で、国や県に要望もしているところです。
3	老上	老上学区では、まちづくり協議会について準備会を立ち上げているが、市長の説明にあった「地方分権」とは何なのか、これによって草津市がどう変わるのか、具体的に説明願いたい。	「地方分権」に相對するものが「中央集権」です。これまでは、国が定めた基準や方針に則って地方自治体はまちづくりを行ってきましたが、地方によって様々な事情があり、国による一律の基準が当てはめられなくなってきており、地方の特性を活かしたまちづくりを行う必要があります。権限移譲や財源、補助金などの課題はありますが、草津の特性に合ったまちづくりを行うようにすることが地方分権であると考えています。

【第8章 住民投票に関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
6	老上	「住民投票」に関して、市民検討委員会が出された住民投票実施の必要請求者数は、住民の5分の1以上という結論が出されたところであるが、この条例案では「一定数」という表現に変わっている。この住民の請求要件は、今後の審議会で一から議論されるのか。また、検討委員会が行われたパブコメでは、外国人の参政権について、種々意見が出されていたと記憶しているが、この辺りについても、審議会で一から検討されるのか。	検討委員会では、住民の5分の1の請求があれば、市長は住民投票を実施できるとされていましたが、投票資格者の要件（たとえば、年齢要件をどうするのか、外国人を含むのかどうかなど）については、今後住民投票に関する検討組織でさらなる検討をされたいとのことから、分母となる有権者の対象者が誰になるのかと同様、請求権者の数もそこで議論すべきではないかとの考えでまとめたところです。 今後組織される審議会等における議論においては、これまでの検討委員会の検討内容をベースにして、この条例に掲げている「市民参加」と「情報公開」により、さらなる議論を進めてまいります。
27	常盤	第8章の住民投票の件で第28条の第2項第3項にある住民投票の「一定数以上」とは、住民投票の条項に定めるのか、第4項にいう「別に定める条例」で定められているものかどちらか。 住民投票の詳細を定める条例と、この基本条例を同じくらいに施行していただかないと実行できないと思う。早く作ってほしい。	住民投票は、地方自治法では、有権者の1/50以上の請求で、条例の改正とかいわゆる住民投票条例を作ってほしいということもできますが、この条例では、例えば、市民検討委員会からいただいた提言書の時には、1/5以上の住民の皆さんから請求があった時には住民投票の実施が出来るとの内容でありましたが、あえて市の案では「一定数以上」という事にしています。これは具体的に年齢要件についていえば、他の自治体では18歳以上から住民投票が出来る事例もありますし、通常の有権者、いわゆる20歳以上から出来る自治体もあります。そのほか、外国人を含める自治体もあります。条件や、誰をもって住民投票をしていくのかということについては、この住民投票条例のなかで決めていくものです。今後考える住民投票条例の中でしっかり議論をして作ってまいります。議会についても法律上、1/12以上の議員による議案提案は出来ますし、議会の議決をいただければ住民投票を実施できますが、この内容も住民投票の議論の中で検討してまいります。
73	矢倉	住民投票に関して、住民投票に必要な署名を集めても、市長の判断で住民投票が行われないことはないのか。	この条例で規定しているのは、いわゆる常設型の住民投票制度であり、市長・議会・市民のそれぞれが発議でき、必要な条件が揃えば市長は必ず住民投票をしなければならないということでもあります。 ただ、住民投票を行ったとしても、最終的な決定権は議会にあることを申し添えます。

【第9章 条例の検証および改正に関連して】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
8	老上	条例の改正について、住民の意思を反映するものにはならないのか。具体的に、住民の何分の何というようにはならないのか。	<p>条例の検証とも関連するところではありますが、この条例がしっかり機能しているかの検証については、何らかの方法により行っていき、市民参加や情報公開のもとで、市民の声をしっかりと受け止めていきたいと考えています。</p> <p>条例改正の手続きについては、市長や議会の発議によるものとなりますが、当然に市民の皆さまの声を聴かせていただき、改正すべき時には改正していくものと考えております。</p> <p>また、地方自治法には、条例の制定・改廃について、住民の50分の1の連署があれば、制定・改廃の請求ができることがあります。最終的に決定するのは議会であります。本条例では、条例がしっかり機能しているかを検証していくべきことを述べており、検証の中で改正するということになっていけば、実際に改正していくこととなると考えています。</p>
37	渋川	条例は法律ではないが、これまでの市の条例で、検証を含めている条例はあったか。また、罰則規定はあるのか。	<p>これまで検証制度を設ける条例はなかった。当然市民参加とか情報公開とか個別でやっているが、このようなことをしっかりと謳ってルールとして定めることがこの条例の趣旨です。罰則規定まで設けることは難しい。市が市民の皆さんに、「こうしてほしい」ということを強制するのではなく、市民参加と情報公開によって市民の皆さんとともに市政運営をしっかりと行う事が目的で、このことから、市民の皆さんは市政運営がしっかりと行われているかが分からないようではいけないので情報を提供し、市政に参加してもらえるような皆さんの声を頂けるような場も作っていきたい。</p>
38	渋川	この条例は努力目標のようなものだと思うが、昔、国の政策で「農業基本法」というのができ、当時、農業の未来は明るいと思ったが、今はそうでない気がする。国の事情や世界情勢から、この条例を改正せざるを得ない時の対処をどうするのか。	<p>国と対等であるというのはまだまだ難しいが、それぞれの自治体が市民の皆さんのニーズに合った市政運営、行政サービスを行っていくことが地方分権に課せられた大きな課題だと思う。当然、国で定められた法律の中で決められた事は変えられないが、例えば国の政策が市民の皆さんにご負担をかけるということであればそのことを国に言っていける関係というのが大事であろうと思う。条例と法律との関係は当然法律の方が上で仕方がない部分というのはあるが、理念としては国にも意見するという事を述べさせてもらっている。市民の皆さんにとっての市政運営を考えて行う事が自立する市政運営かと思っています。</p> <p>草津市のまちづくりを行う上で国全体の政策・施策がどう変わっていくのか、あるいは世界的な流れの中で影響があるのかどうか、これは注目をしていかなければならないし、影響は必ずあるものだと思います。しかし、草津市は草津に住んでいる住民の手で住みよい・元気のあるまちにすることは、地方分権におけるまちのあり方だと思うので、自治体基本条例を制定した中で、皆さんのご意見を踏まえた行政運営をより一層鮮明に打ち出してやっていかなければならないと思います。その中で財源的な自立も必要ですし、さらに財源の移譲・権限の移譲というのを県や国に向かって訴えることも必要であると考えています。</p>
63	草津	検証制度について、どのようなことを想定しているのか。意見であるが、検証した結果などを、広報等で情報公開することも必要であろうと思う。	<p>米原市では条例推進に関する委員会を設けておられる。どういう組織にするのかは今後の検討課題ではありますが、実効性ある条例とするためにも、しっかりと検証できる体制作りをしていきます。</p> <p>また、市政情報の公開については、ホームページだけではなく市民センターを活用するなど、市民に皆さんに情報が入手しやすいものになるよう努めてまいります。</p>

【その他の意見について】

番号	場所	意見	市の回答・考え方
33	常盤	<p>条例は立派であるが、これよりも先にしなければならないことがあると思う。市民の声よりも市職員の声に声を傾けてほしい。悲鳴を上げている職員がいることはどう考えているのか。</p> <p>例えば、草津市については「緑の基本計画」について取り組んでおられるが、そういうさなかに担当職員が1人減、という中で計画がなされるのか。ハード面では人が減ってソフト面では追加されている現状である。</p>	<p>草津はまだまだ人口も増え課題もたくさんあります。仕事は増えるのに職員は減るという事になってこれではやっていけないという思いで、職員の採用数を思い切ってここ数年増やしています。職員の定数も増やしているという事で進めているところです。しかしながら、一気に増やすこともできないため、順次増やしていく予定であります。まだまだ不足しています。</p> <p>ハードとソフトのバランスですが、国は公共事業を減らしていくという流れを作っていますが、草津は発展途上のまちです。交通事情も人口が増えている中で、まだまだ渋滞も増えているのが現実です。ですから、道路も河川も、あるいは公園も不足している中で、ハードの事業も併せて行っていかないといけないのが草津市のおかれている現状だと思いますので、何とか職員全体の数を増やしながらハードにもソフトにも対応できるよう、職員の充実を図っていききたいと思います。</p>
48	大路	<p>シャッターが降りている商店街の活性化を大路でも考えていただいているのか。</p>	<p>2つの制度があり、1つは空き店舗を新たな展開でお店等にする場合には賃料補助という制度があるのと、ファサード整備といいまして、例えば、商店街通りが和風の形で東海道筋のようなしつらえでの全面をしつらえにしていくような事で、行政と持ち主の方とで話が整った場合は、補助金を出していくというような取り組みを行っているところであります。</p>
78	南笠東	<p>配布した資料に日付や発行した担当課の記載がないことについてどう思うか。</p>	<p>記載がなかったことについては、お詫びいたします。ただ、この内容は4月15日の広報くさつに掲載させていただいていることから、日付としては4月15日時点の資料ということをお願いいたします。</p>
80	南笠東	<p>ホームページで、市長のマニフェストの自己採点等の記事を見た。国保税に関連して、「市長への手紙」を書いたが、担当課長名で稚拙な内容の回答が届いた。市長は、手紙の回答内容を確認していないのか。また、国保税や年金の掛け金の未納者からの徴収ができていないのではないのか。</p>	<p>「市長への手紙」として出されたものは、私が確認し、署名をして回答しているので、その当時の回答について、改めて確認させていただきたい。</p> <p>また未納者対策としては、債権対策課を設けて、他の税目などとの総洗い出しをして新たな仕組みとして取り組んでいるところです。</p>
109	志津	<p>結論から言うと、この基本条例の制定を少し遅らせた方がいいのではと思う。なぜなら、市政の主体である「市民」「議会」「市長（行政）」の三者のうち、行政職員の能力に疑問を持つからである。</p> <p>草津市の市民憲章の内容や、年度初めの市長訓示の内容、さらには何をもって給料をもらっているのかという質問を決裁権のある職員に聞いても「わからない」という回答をする。まずは、職員のグレードアップが先ではないかと感じる。守山市と比較すると、予算の資料、あるいは広報に掲載する人事異動（守山市は4月1日の広報誌に掲載しているが、草津市は4月15日に掲載）についても内容が劣っている。</p>	<p>職員のスキルアップについては、第5条第5項に「職務の遂行に必要な能力の向上に努める」ということで規定しており、今後、御意見を真摯に受けとめ、取り組んでまいりたい。</p> <p>職員はそれぞれの分野で一生懸命に取り組んではいるが、すべての面で優れているというわけではありません。職員は市民憲章や訓示の内容を言えなかったかもしれませんが、この条例の作成にあたっては、多くの職員が時間をかけて取り組んできていることから、この条例の検討を一つのステップとして、さらに能力を高めてまいりたいと考えています。</p> <p>予算の資料については、わかりやすい予算を目指して、性質別・目的別の資料を作成しているが、ご指摘の点については確認させていただきます。</p> <p>広報への人事異動の掲載については、物理的に無理かと思っているが、守山市のやり方を研究し、今後の参考とさせていただきます。</p>

【 検討・確認事項 】 ≪ タウンミーティングにおいて、「検討」または「確認」すると回答したもの ≫

番号	場所	意見	市の回答・考え方
64	草津	「適正」や「適切」という言葉が使われているが、その違いは。	<p>用語の使い方については、再度確認します。御意見として承ります。</p> <p>(確認後の回答)</p> <p>適正については、法律などに照らして、その判断が正しいとされることとして、「適正な行政運営」、「市政情報を適正に管理、公開」、「個人情報を適正に扱う」という箇所で使用しています。</p> <p>また、適切については、その場合によく当てはまって、ふさわしいこととして、「市民の意見が適切に反映される」、「個人情報の適切な取り扱いについて審議する」、「個人情報の適切な取り扱いの範囲内」という箇所で使用しています。</p> <p>下記のうち、個人情報の取扱いに関しては、法に基づく正当な判断が伴うことから、「適切」よりも「適正」という表現の方が妥当であると考え、修正いたします。</p> <p>【条項】</p> <p><u>適正＝適当で正当なこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な行政運営(第4条第4項、第19条第1項)</li> <li>・ 市政情報を適正に管理、公開(第11条第1項、第2項)</li> <li>・ 個人情報が適正に取り扱われる(第12条第1項、第2項)</li> </ul> <p><u>適切＝その場合によく当てはまって、ふさわしいこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民の意見が適切に反映される(第6条第3項)</li> <li>・ 個人情報の適切な取扱いについて審議する(第12条第3項) → 個人情報の適正な取扱い 、(第23条第5項)</li> <li>・ 国、県等との適切な役割分担(第27条)</li> </ul>
89	志津南	用語の定義についてはあえて規定しないということであるが、前文では「市民」や「草津市民」という言葉が使われており、あいまいさが残る。また、同じ「市民」という言葉でも、条項によって指す対象が違うというのは、この条例が市の憲法という位置付けからして、もう少しいいに整理した方がいいのではないか。「信託」についても、あくまで信託するのは草津市に住所を有する人が基本であり、市外の人が含まれる余地はない。誤解を与えるような解釈がなされること自体、許されない。	<p>「市民」とは誰を指すか、という議論は前段の検討委員会でもかなり意見が出ていたところです。いただいたご意見をもとに、さらに検討させていただきたいと思います。</p> <p>(確認後の回答)</p> <p>一概に「市民」といっても、本条例中で表す範囲は様々である。選挙権を有する者、市政を信託する者、市政情報を知る者、行政手続の対象となる者、市内に住む者、市内に学ぶ者、市内で働く者、市民参加する者、草津のまちづくりに関わる者など・・・定義することにより条項間で矛盾を生じたり、混乱を招く恐れがあるためです。</p> <p>また、前文に言うところの「草津市民」について、ここでの草津という意味は、草津のまちづくりに関わる市民のことを強調したのですが、もともと「市民」という言葉自体を定義していないことから、混乱を避けるため表現を修正します。</p> <p>◆条文(前文)</p> <p>『したがって、わたしたちは、ここに、<u>草津市民</u>のめざすまちづくりに応える地方政府としての市の役割を明らかにし、市のしくみと運営の原則を規定した最も基本となる条例を制定します。』</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>『したがって、わたしたちは、ここに、<u>市民</u>のめざすまちづくりに応える地方政府としての市の役割を明らかにし、市の基本原則としくみを規定した最も基本となる条例を制定します。』</p>

# 【会場別意見整理表】

◆老上市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
1	<p>タウンミーティングは、何のために行っているのか。 我々が納得してもしなくても、最終的に議会が議決すれば終わりではないのか。</p>	<p>最終的には議会の議決が必要ですが、市民の皆さまの意見を反映したものを作っていかなければならないと考えています。そうして初めて、市民の皆さまに活用していただけるものと考えています。 このようなタウンミーティングの機会などを通じて、直すべきところは直していきたいと考えています。最終的に、条例案として提案するのは私（市長）ですから、皆さまに納得していただいたものを作ってまいります。そして、議会は議会として審議いただいて判断されるものであります。</p>
2	<p>本日の資料は案ということであるから、変更はあり得るのか。</p>	<p>タウンミーティングと同時にパブリック・コメントも行っており、いただいたご意見を参考に検討し、案を変更させていただくこともあり得ます。</p>
3	<p>老上学区では、まちづくり協議会について準備会を立ち上げているが、市長の説明にあった「地方分権」とは何なのか、これによって草津市がどう変わるのか、具体的に説明願いたい。</p>	<p>「地方分権」に相對するものが「中央集権」です。これまでは、国が定めた基準や方針に則って地方自治体はまちづくりを行ってききましたが、地方によって様々な事情があり、国による一律の基準が当てはめられなくなってきており、地方の特性を活かしたまちづくりを行う必要があります。権限移譲や財源、補助金などの課題はありますが、草津の特性に合ったまちづくりを行うようにすることが地方分権であると考えています。</p>
4	<p>この条例（案）で、草津市独自のものがあれば教えていただきたい。</p>	<p>「市民参加」と「住民投票」が特徴的です。 「市民参加」では、条例案の第6条で、「課題の発見、立案、評価等にかかる意思決定過程での早い段階から市民参加の機会を設ける」としております。ここまで踏み込んだ内容にしているのは草津市の特徴ではないかと考えています。また、「住民投票」においては、市民・議員・市長のそれぞれが住民投票を發議でき、かつ、一定数以上の請求があれば市長は必ず住民投票を実施しなければならないという常設型の制度になっているところが特徴的です。 また、前文では、草津市の個性を謳いつつ、目指すまちづくりの姿を掲げています。</p>
5	<p>総合計画についても触れられているが、向こう10年間の草津市の目指す姿について説明してほしい。</p>	<p>平成22年から平成32年までの約10年を見定めた、第5次草津市総合計画では、人口は減少せず、僅かではありますが増えていき、平成32年頃を境に減っていくという試算をしており、成熟型社会を見据えたまちづくりを掲げています。 人口の1割を大学生が占めていることにも鑑み、ふるさと「草津」を意識した「元気とうるおい」のあるまちを目指しています。</p>
6	<p>「住民投票」に関して、市民検討委員会で出された住民投票実施の必要請求者数は、住民の5分の1以上という結論が出されたところであるが、この条例案では「一定数」という表現に変わっている。この住民の請求要件は、今後の審議会で一から議論されるのか。また、検討委員会が行われたパブコメでは、外国人の参政権について、種々意見が出されていたと記憶しているが、この辺りについても、審議会で一から検討されるのか。</p>	<p>検討委員会では、住民の5分の1の請求があれば、市長は住民投票を実施できるとされていましたが、投票資格者の要件（たとえば、年齢要件をどうするのか、外国人を含むのかどうかなど）については、今後住民投票に関する検討組織でさらなる検討をされたいとのことから、分母となる有権者の対象者が誰になるのかと同様、請求権者の数もそこで議論すべきではないかとの考えでまとめたところです。 今後組織される審議会等における議論においては、これまでの検討委員会の検討内容をベースにして、この条例に掲げている「市民参加」と「情報公開」により、さらなる議論を進めてまいります。</p>
7	<p>「自治体」とは何を表しているのか。自治会なのか、学区（地区）なのか。</p>	<p>「自治体」とは、あくまで地方公共団体としての「草津市」を表しています。</p>
8	<p>条例の改正について、住民の意思を反映するものにはならないのか。具体的に、住民の何分の何というようにはならないのか。</p>	<p>条例の検証とも関連するところではありますが、この条例がしっかり機能しているかの検証については、何らかの方法により行っていき、市民参加や情報公開のもとで、市民の声をしっかりと受け止めていきたいと考えています。 条例改正の手続きについては、市長や議会の發議によるものとなりますが、当然に市民の皆さまの声を聴かせていただき、改正すべき時には改正していくものと考えております。 また、地方自治法には、条例の制定・改廃について、住民の50分の1の連署があれば、制定・改廃の請求ができます。最終的に決定するのは議会であります。本条例では、条例がしっかり機能しているかを検証していくべきことを述べており、検証の中で改正するという事になっていけば、実際に改正していくこととなると考えています。</p>
9	<p>法令遵守に関して、市の最終意思決定は議会にあるということであるが、その議会自体が法令違反を起こした場合はどうなるのか。 第30条の検証と改正に関しては、市民・議会・行政がこの条例に基づいてしっかり市政運営を行い、法令遵守を行っているということが検証されるような機関の設置が課題である。</p>	<p>第19条は、あくまで行政組織と職員の法令遵守について述べているものであり、市民や議会について述べているものではありませんが、議会においては、政治倫理条例があり、そのなかで法令遵守の事項がございます。 また、第30条の検証と改正に関していただいた御意見は参考とさせていただきます。</p>

◆笠縫東市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
10	最近、町内会を脱退する人や町内会自体に入らない人が多い。理由は様々であろうが、市民の皆さんに市政や町内会のことにもっと関心を持ってもらうことが必要ではないか。	本条例の中では、協働のまちづくりの推進についての条項があります。御指摘のとおり、東日本大震災のような大惨事が起きると、日頃からの顔が見える関係や助け合いの関係の重要性が大切であると痛感します。
11	用語の定義が不明確であると感じる。 また、「別に条例で定める」という表現が条例にあるが、その別に定められる条例の中身が見えないのは、市民にとってはわかりにくいと感じる。 また、住民投票に関して、検討委員会では、いろいろと議論がなされ、住民投票ができる必要条件について一定の結論が出されたが、市の案では「一定数」となっている。このように変更された経緯について教えてほしい。	資料の4ページにありますが、本条例では敢えて用語の定義を行っていません。これは、条例中に規定する内容によってその示す範囲が異なるからです。ただ、個々の条例では、用語の定義をしっかりと規定して、その示す範囲を明確にしたいと考えています。 住民投票については、投票資格者をどうするのか、どのような手続きで進めていくのかなど、具体的な詳細な内容について議論する必要があります。検討委員会では、「住民の5分の1以上の署名」があれば、市長は住民投票しなければならないとされましたが、その議論の中身自体も最大限尊重する形で、今後の議論に委ねるという意味で「一定数」という表現にしたところです。当然に、議論に際しては「市民参加」と「情報公開」の原則のもとで進めてまいりたいと考えています。
12	10ページでは、「個人情報」の規定があるが、個人情報の保護が叫ばれ、市の所有する個人情報は簡単に得られない。民生委員をしているが、委員として市から委嘱されている以上、本当に必要な情報は、市から提供していただきたいと思う。	民生委員への個人情報の提供については、少しずつではありますが緩和されてきています。個人情報の公開と保護については非常に難しい問題ではありますが、平成18年に定めている「草津市個人情報保護条例」に基づいて適正に運用していきたいと考えています。 なお、個人情報が適正に保護されているかどうかを審議する機関として「個人情報保護審議会」を設けており、ここでの運用をしっかりと行ってまいりたいと考えております。
13	「個人情報保護審議会」のメンバーはどういった人がいるのか。	法的な解釈ができる学識経験者や弁護士、そして市民公募委員で構成されています。 「公平・公正」という判断の中で、個人情報をどう取り扱うのかについてご議論いただいています。
14	基本的に市が保有する個人情報は見ることはできず、民生委員など限られた人に対してしか公開されないということをあらかじめ周知しておく必要がある。	貴重な御意見として承りました。
15	このタウンミーティングで出された意見は、今後どのように反映されるのか。また、条例の制定までの予定についてはどうか。	タウンミーティングは5月10日が最終であり、また、5月16日までパブリック・コメントということで意見を募集しています。このタウンミーティングやパブリック・コメントで出された意見については条例案に反映できるところは反映し、最終的に議案として議会に提案していく予定です。この議案をこの6月に提案する予定であり、議会で可決・成立された後は、市民の皆さまへの周知期間を設けた後、施行する予定です。
16	第23条「危機管理」について、市が市民に対して教育訓練をして、市民が市の言うとおりに行動するのか、あるいは、各自治会が独自に訓練をするのか。	自助、共助、公助により、自分自身また、地域でできるところは地域でお願いするところではありますし、互いに連携を取って防災等に取り組んでいただきたいと思います。市内には、183の自主防災組織があり、今後の継続的な活動をお願いするところです。
17	自主防災組織というが、「向こう三軒両隣」しか面識がないなかで、防災組織は機能していないと思う。 そのあたりは、市も現実を見据えていただきたい。	町内会の取組もいろいろあります。個人情報保護の意識から、なかなか情報が集まらないということですが、かといって市の所有する個人情報をそのまま出すわけにはいかない事情もあります。情報の収集につきましては、長い目で時間をかけて取り組んでいただきたい。訓練に関しては、町内での取組のなかで、危機管理課の出前講座や消防署の出前訓練もありますので、ご利用いただきたいと思います。

◆山田市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
18	この条例には、当然のことが書いているように思う。我々がこの条例をいかに利用するかである。	市としても、この条例を基本として取り組み、市民の皆さまにもしっかりと理解していただき、市民の皆さまに定着するよう努めてまいります。
19	第5次総合計画では、「出会いが織りなす・・・うるおいのあるまち草津」とあるが、市長が考える草津のうるおいとして考える人口規模はどれくらいと考えておられるか。	総合計画では、平成32年までを見通したものとなっていますが、平成32年には草津市は13万5千人という試算をしており、それ以降は減少する傾向で予測しています。「うるおい」ということでは、人口密度も重要ではありますが、旧草津川の整備などを通じて、今後の「うるおい」ある草津の魅力として位置付けてまいりたいと考えています。
20	「別に条例で定める」という文言があるが、別に定めることとなる条例はいつ頃作るのか。	既に「情報公開条例」や「個人情報保護条例」を制定しており、今後作成するのは、「市民参加条例」と「住民投票条例」です。基本条例はこの6月議会で提案する予定ですが、議決をいただいた後、基本条例の周知期間を設け、その間に既存の条例の整理をした後に施行し、その後「市民参加条例」と「住民投票条例」を制定する予定です。
21	現在、条例が236あり、さらに条例が増えることとなるが、条例の整理も行っていただき、市民が質問したときにすぐに答えてくれるような工夫をしていただきたい。	貴重な御意見として承りました。
22	危機管理について条項があるが、今回の震災のような大惨事は想定しているのか。	今回の東日本大震災を受けて、地域防災計画を見直しているところです。原発について、福井には13基の原発がありますが、現在の法律では10km以外であることから、地域防災計画には被害想定がなされておられません。現在、地域防災計画を最悪の事態を想定し、見直しているところでもあります。また、備蓄物資の点検や被災者への支援という観点も取り入れるものです。この計画を見直した後は、市民の皆さまにもお知らせし、日頃の防災対策に努めていきたいと考えています。
23	市民は市に要求ばかりするのではなく、市民自らが協働してやっていかなければならないと考える。	協働の取組は必要であり、市にもその啓発を進めていく必要があると思います。
24	この条例では、市政の透明性が強く謳われており、良いことであると思う。今後の草津を変えていくポイントは「市民参加」であろうと思う。この市民参加については、別に条例で定めるとあるが、じっくりと議論していただきたい。一方で、市民参加の手法は結構ではあるけれども、時代の流れは速く、迅速性が求められてもいることから、そのあたりはどう担保するのも課題である。	「市民参加」については、現在でもいろいろな手法で行っていますが、それをこの条例でしっかりとルール化しようとするものがあります。また、迅速性を求められる政策もあり、政治的な判断をしっかりと行ってまいります。

◆常盤市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
25	今回の説明会は自治体基本条例案を市民に理解してもらうものだと思うが、今回だけなのか。短い時間ですべてをみて意見があるかと言われてもすぐに答えられない。	この条例案については4月15日号の広報に全文を掲載しています。それで、市民の皆さんからパブリック・コメントという事で4/15～5/16の間、この条例について意見を承っています。それと併せて、市民の皆さんにとって、大変重要な市政運営の基本となるような条例ですので、このように市長が出向いてタウンミーティングを実施して市民の皆さんに少しでもこの条例の趣旨なり思いを伝えるべく行っています。タウンミーティングについては13学区・地区を一通り伺うことをもって終わらせていただきます。従来ですと、パブリック・コメントやホームページ、市民センターにてご覧くださいということですが、この条例については、初めて広報紙に全文を載せさせていただいて、できるだけ市民の皆さんにこの内容を知っていただいでご理解をいただくために、このような場を設けさせていただいているということです。冒頭市長の話にありましたが、市民検討委員会で40回にわたってご意見をいただいで、その後、行政と議会で議論してこの形になりました。市民検討委員会によるパブリック・コメントの中においても、非常にたくさんのご意見をいただき、最終的に市長に提言をいただいでいるということで、2年弱の議論のプロセスを踏んで、こうなってきたらとご理解いただきたいと思ひます。
26	市の方で考えている「市民」とは誰を指しているのか。広報を読める人が市民と考えられているのか。地域でこのような学習会をしたいということであればきももらえるのか。	市民の定義は行っていません。本条例に規定する内容によってその用語を指定する範囲が異なることが想定されるため、定義をすることによる混乱を避けるために定義していないということです。ただ、別に定めるという個別の条例においては、適用関係を明確にするために用語の定義をすることにしています。ここでいう市民というのは、住民や、市に関わってまちづくりをしていただいでいる方、大学、企業というようにいろいろな方々を指しております。要望があれば説明してくれるのかということにつきましては、当然、要望に応じて当課職員がご説明に伺うものです。
27	第8章の住民投票の件で第28条の第2項第3項にある住民投票の「一定数以上」とは、住民投票の条項に定めるのか、第4項にいう「別に定める条例」で定められているものかどちらか。住民投票の詳細を定める条例と、この基本条例を同じくらいに施行していただかないと実行できないと思ひ。早く作ってほしい。	住民投票は、地方自治法では、有権者の1/50以上の請求で、条例の改正とかいわゆる住民投票条例を作ってほしいということもできますが、この条例では、例えば、市民検討委員会からいただいた提言書の時には、1/5以上の住民の皆さんから請求があった時には住民投票の実施が出来るとの内容でありましたが、あえて市の案では「一定数以上」という事になっています。これは具体的に年齢要件についていえば、他の自治体では18歳以上から住民投票が出来る事例もありまし、通常の有権者、いわゆる20歳以上から出来る自治体もあります。そのほか、外国人を含める自治体もあります。条件や、誰をもって住民投票をしていくのかということについては、この住民投票条例のなかで定めていくものです。今後考える住民投票条例の中でしっかり議論をして作ってまいります。議会についても法律上、1/12以上の議員による議案提案は出来ますし、議会の議決をいただければ住民投票を実施出来ますが、この内容も住民投票の議論の中で検討してまいります。
28	第8条に市民参加の確立という事で別に条例で定めるとなっているが、説明ですでに制定済みの条例がいくつかあるという話があったが、市民参加に関する条例はすでにあるのか。	市民参加の確立について、すでに市の方ではさまざまな市民参加の手法を行ってありますし、パブリック・コメントの実施要綱も作って運用していますが、市民参加についてのルールを定めた条例を作るということを考えています。これから市民の皆さんの意見をお聴きして、皆さんにお知らせして作っていくこととなります。市民参加条例と住民投票条例はまだ出来ておりませんが、この基本条例の制定後に提案していく予定です。
29	住民投票条例もひっくるめて全体の基本条例の肉付けになるものが全てできあがった時点がスタートだと思ひが、いつ頃をスタートの目途としているのか。	5月16日までパブリック・コメントということも市民の皆さんの意見を伺いまして、このタウンミーティングは5月10日までで13学区・地区において実施させていただき、いろいろなご意見を伺った結果として、条例案をこの6月議会で議案を提案させていただきたいと思ひています。議案を議会で議決頂ければ、市民の皆さんへの周知や、他の条例との整合を図るなど、1年くらいは周知期間を設けなければいけないかと思ひています。最終的には、平成24年度以降に施行ということも考えています。「別に条例で定める」という条例は、この条例について議会の議決以降、並行して制定作業に入ることになると思ひます。当然、市民の皆さんのいろいろなご意見をいただき、市民参加を得て、かつ、情報提供をしていく必要がありますが、これもできるだけ早く着手していく必要があるかと思ひています。工程につきましては、明確な答えができませんが、順次作成するというご理解願ひたいと思ひます。
30	橋川市長になってから協働のまちづくりを推進されている。まちづくり協議会にどのように期待されているのか。	協働のまちづくりの推進に取り組んでおりまして、おかげさまでこの学区におきましても、そういう気運を盛り上げていただき、まちづくり協議会を作ったいこうという事で準備に入っいただいでいるところだ。今回のような災害にあっても、その対応を行政や消防、職員が行うわけですが、避難所の運営なんかは地域の方々の助け合い、また、防災の取り組みについても日頃の訓練

		<p>など地域の助け合い、共助の取り組みが大きいところです。「まちづくり協議会」というのは町内会・自治会・自治連が中心となって各種団体も入っていただいた中で相互の、より顔の見える関係と交流を深めていただき、地域の課題を地域で迅速に解決できるような仕組みづくりであると考えています。</p>
3 1	<p>市民参加というのは大切な権利かと思うが、地域の代表として2名の市議会議員がおられる。この中での議員と市民参加との関係は。条例に議員の事は書いていないがどのように考えているのか。</p>	<p>現在、議会は議員23人で構成されていて、議会自身も提案権を持っていますので、条例を作ったり、予算を審議する過程では議会自身が市民参加という事で市民の声を聴いた形で議論いただく必要があると考えます。市長も行政もそうですし、議会にも市民参加が必要であると考えています。まだまだ、不十分な点もあると思いますが、これをさらに充実させていくというのが行政側と議会側に求められていると考えています。</p>
3 2	<p>橋川市長は市政の透明化について積極的に取り組んでいて評価をしているが、この条例についても市民との情報の共有についても大切だと思うが、特に条例の中で市は市民が市政に関する政策段階の各段階における情報に容易に接することができるようにとあるが、具体的にどうしていくのか。条例が出来てから市民が条例に接していきやすくするのか。</p>	<p>情報の透明化も積極的に行っており、これからも進めてまいります。条例に情報公開、情報共有という事を謳わせていただいているのは、透明化をさらに進めたいという事でもあります。このタウンミーティングというのは初めての試みですが、こういった取組とか、市民アンケートであるとか審議会などで市民参加により公募の市民委員さんが入っていただく機会を設けていますが、この条例が制定されたということの中ではさらにそれを充実させる方法はないか、さらに他の手法はないかという事を検討して、市民参加条例の中に具体的に謳いこんで、もっと透明な草津の市政運営をしていきたいと考えています。</p>
3 3	<p>条例は立派であるが、これよりも先にしなければならないことがあると思う。市民の声よりも市職員の声に声を傾けてほしい。悲鳴を上げている職員がいることはどう考えているのか。</p> <p>例えば、草津市については「緑の基本計画」について取り組んでおられるが、そういうさなかに担当職員が1人減、という中で計画がなされるのか。ハード面では人が減ってソフト面では追加されている現状である。</p>	<p>草津はまだまだ人口も増え課題もたくさんあります。仕事は増えるのに職員は減るという事になってこれではやっていけないという思いで、職員の採用数を思い切ってここ数年増やしています。職員の定数も増やしているという事で進めているところです。しかしながら、一気に増やすこともできないため、順次増やしていく予定ではありますが、まだまだ不足しています。</p> <p>ハードとソフトのバランスですが、国は公共事業を減らしていくという流れを作っていますが、草津は発展途上のまちですし、交通事情も人口が増えている中で、まだまだ渋滞も増えているのが現実です。ですから、道路も河川も、あるいは公園も不足している中で、ハードの事業も併せて行っていないといけないのが草津市のおかれている現状だと思いますので、何とか職員全体の数を増やしながらかハードにもソフトにも対応できるよう、職員の充実を図っていききたいと思っています。</p>
3 4	<p>総合計画というのは最上位計画とあるが、今、計画が22年～32年度という事で計画されているが、市としては何ヶ年を基本とするとかはっきり明記されていないのだが、総合計画は何年を原則として考えているのか。また、新規に計画される計画については何年かけるとか期間は定めているのか。市長が変われば総合計画も変わるということですが、すぐには変わらたら大きなロスが出ることがあると思う。</p>	<p>総合計画については、平成22年度から取り組んでいるものですが、基本構想そのものは地方自治法の第2条第4項で「市町村はその事務を処理するにあたって議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して運営しなければならない」とあります。今、地方自治法の改正でこの条項をなくすという議論がされていますが、市としては、もともと長期的な運営を定めて市政運営を行うというルールがあり、その前提で基本構想は10年スパンで定められています。それが、草津では、第5次ということになっています。今、平成22年から32年で11年のスパンの中で考えています。市長の任期ごとという事で、市長のマニフェストに関わる事業は65事業ですが、実際に基本構想、基本計画については670ほどの事業があります。基本計画については3年・4年・4年のスパンで行うという事になっています。第1期は22・23・24年で定期の基本計画を終わる計画です。通常、基本計画と基本構想がありますが、どこの自治体も基本構想とは10年とか12年、なかには20年スパンの所もあります。それは、地域によって違います。法律には長期的な構想だけとしか書かれていません。基本計画は10年のスパンに向かって具体的にどういう事をやっていくのかという事になります。市長が変われば、計画は変わるのかということですが、市長は大きい理念でこういうまちにしたいと事をおかかげて4年という約束の下でしっかりとこの事業をやっていきますというのが選挙で掲げるマニフェストかと思います。基本構想・基本計画を市民の皆さんにご説明させていただいたのは、森にたとえていうと、森というのは草津市の10年はこういう森にしていこうと、その中でこういう木を植えていってこういう枝ぶりにするというのが基本計画であるとたとえられると思います。議会の議決を得るという事は10年間はこういうまちを議会とともに、市民の皆さんとともに約束して、その初歩として市長が選挙で約束された事業を取り組む内容を盛り込んだものが基本計画ということで考えています。</p>

## ◆ 渋川市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
35	<p>国にあたるどころの憲法にあたるものと思うが、地方分権の流れの中で作っていかねばならないと市長は言っていたが、実施にあたっては抽象的で見えていない。例えば市民の「主体的な活動」とは何なのか。PDCAを行うのは重要であるが、私たち市民の全く関係のないところで運営されるのではないか。</p>	<p>この条例は、市政運営の基本を市民のみなさんと、市長（行政）が確認するという意味合いもあります。具体的にどうなるのかという質問に対しては、積極的な市民参加を進めるということであり、情報公開に関しては情報公開条例を定めています。個人情報についても個人情報保護条例を定めています。市民参加条例というのはこれから定めるものです。この基本条例では基本的なところを謳っているのみで、市民参加についてはこれからの条例の中で保証していきます。具体的には、このタウンミーティングもそうですし、計画を策定する時の、市民による委員会による検討のほか、市民意識調査、アンケート、パブリック・コメントなどいろんな方法をとっていますが、このような事を具体的に市民参加条例で謳っていくものです。</p> <p>住民投票条例もこれから作っていくものであります。重要な課題について、例えば、実際にはないが市町村合併などの話があれば、住民投票にかけていく必要があるでしょうし、それが住民のどれくらいの請求で行うかということまで定めていこうということで、基本条例では住民投票の実行の担保性を謳いこんでいるものです。</p>
36	<p>条例が施行されても、中身が放置されるのではないかと心配である。</p>	<p>そのような事がないように実行していきたいし、情報公開については、今も行っているが政策形成過程からどんどん公開していくよう、より一層進めていきたい。</p>
37	<p>条例は法律ではないが、これまでの市の条例で、検証を含めている条例はあったか。また、罰則規定はあるのか。</p>	<p>これまで検証制度を設ける条例はなかった。当然市民参加とか情報公開とか個別でやっているが、このようなことをしっかり謳ってルールとして定めることがこの条例の趣旨です。罰則規定まで設けることは難しい。市が市民の皆さんに、「こうしてほしい」ということを強制するのではなく、市民参加と情報公開によって市民の皆さんとともに市政運営をしっかりと行う事が目的で、このことから、市民の皆さんは市政運営がしっかりと行われているかが分からないようではいけないので情報を提供し、市政に参加してもらえるような皆さんの声を頂けるような場も作っていきたい。</p>
38	<p>この条例は努力目標のようなものだと思うが、昔、国の政策で「農業基本法」というのができ、当時、農業の未来は明るいと思ったが、今はそうでない気がする。国の事情や世界情勢から、この条例を改正せざるを得ない時の対処をどうするのか。</p>	<p>国と対等であるというのはまだまだ難しいが、それぞれの自治体が市民の皆さんのニーズに合った市政運営、行政サービスを行っていくことが地方分権に課せられた大きな課題だと思う。当然、国で定められた法律の中で決められた事は変えられないが、例えば国の政策が市民の皆さんにご負担をかけるということであればそのことを国に言っていける関係というのが大事であろうと思う。条例と法律との関係は当然法律の方が上で仕方がない部分というのはあるが、理念としては国にも意見するという事を述べさせてもらっている。市民の皆さんにとっての市政運営を考えて行う事が自立する市政運営かと思っています。</p> <p>草津市のまちづくりを行う上で国全体の政策・施策がどう変わっていくのか、あるいは世界的な流れの中で影響があるのかどうか、これは注目をしていかなければならないし、影響は必ずあるものだと思います。しかし、草津市は草津に住んでいる住民の手で住みよい・元気のあるまちにすることは、地方分権におけるまちのあり方だと思うので、自治体基本条例を制定した中で、皆さんのご意見を踏まえた行政運営をより一層鮮明に打ち出してやっていかなければならないと思います。その中で財源的な自立も必要ですし、さらに財源の移譲・権限の移譲というのを県や国に向かって訴えることも必要であると考えています。</p>
39	<p>「まちづくり」という言葉だけがひらがなである。まちづくりの定義とはなにか。市民がこのまちをいいまちにしていこうためにどうすれば良いのか。</p>	<p>「まちづくり」を定義するのは難しいが、自治という言葉と重なってくると思います。よりよきまちをつくることこそがまちづくりであると思います。その中で草津市が信託として任された部分をやりますと言うのがこの条例の部分であり、町内会活動などもまちづくりのひとつであると思います。条例では定義はしておりませんが、自分たちが主体的に関わっていくよりよいまちをつくるというのがまちづくりではないかと思っています。</p>
40	<p>私が住民になったのは昭和53年、それまでから仕事の関係で草津市にお世話になっていたが、その当時の中山道筋の市議員さんが、中山道が非常にせまい、車が非常に多い、という事で電柱をそれぞれの家の中に入れてくれということで。道路が直され、下水もシールド工法でやられていた。そのような事をするのがまちづくりかと思う。ただ、条例を制定するという形になるならば、曖昧な言葉を使うのは困る。まちづくりとは何かと文章ではっきり示していただきたい。</p>	<p>確かにひらがなであり、以前は「街」という言い方をしていたが漢字で書くと、どちらかというとハード面では道を作ったり、河川を作ったり、公園作ったりという捉まえになります。渋川では電柱を民地の中に移動されたが、移したこと自体はハードかも知れないがそれに関わってこられた市民の皆さんはいろいろ協議をされ、それによって住みよいまちにするのだと理解をされ、同意の中で行われたと思う。これはまさに市民の皆さんの活動によるところが大きく、これ自体もまちづくりではないかと思っています。</p>
41	<p>全国でこのような条例が200ほどあるということであるが、草津市独自のものがあれば教えてほしい。</p>	<p>草津市としての特徴として、市民参加の考え方として、課題の発見・立案・評価というすべてのプロセスの早い段階で市民参加していただくというのが特徴です。第10条で課題の発見からの政策過程の全体をしっかりと皆さんに説明していくというところが、他の自治体ではなかなかここまで書いているところは少ない。これは、かなり検討委員会の中でもご議論いただいたところで</p>

		す。
4 2	ある条例を制定することについても、今回のような説明会がなければ分からない。	皆さんに説明して御意見を伺うというのが条例の趣旨ですので、まさしく市政運営を担う、我々職員がこの趣旨を受けてこの条例に基づいて運営していくことが非常に大事であると考えています。
4 3	地域の持てる各種団体であるとか町内会での見直しはないのか。	この条例の趣旨は、町内会をどうするかということではなく、市民のために市が市政運営をしっかりと行っていくということを念頭に置いているものです。
4 4	町内会などの組織について、どうあるべきか。今あるプランを知りたい。	3月に「草津市協働のまちづくり行動計画」を策定し、どのように地域のまちづくりを進めていくかということで取り組みを進めている。条例から離れるが、「まちづくり協議会」というような組織の中に統合して、そこがまちづくりの主体となってやっていくような方向で13学区・地区において取り組んでいただいている状況です。
4 5	素朴な疑問だが、まちづくり協議会を渋川の自治連合会で検討する場合、駅前であれば市民でない企業もある。その辺をどうするのか。また、町内会に入っていない市民をどのように扱っていけばよいか。	非常に難しい問題です。企業については町内会によっては町内会費のような協賛をいただいている町内会もあるし、設置時に議論されている場合があるので、企業も地域の一員としてまちづくりなどに参加して頂く事は非常に大事だと思います。町内会に入られない方、これは任意という問題があると思う。それが、難しい課題だと思う。いろいろな市の施策などで、東日本大震災のような事で地域のコミュニティがしっかりしていけないといけない。市としては向こう三軒両隣の顔が見える環境を啓発していかなくてはならないが、町内会に強制的に入れというのは任意という問題があるので難しい問題があるが、地域の顔が見えるような関係づくりというのが地域の皆さんとともに取り組んでいかなくてはならないと考えます。
4 6	マンションでは実際に転出転入された人が把握できない。管理人に聞いても個人情報であるため教えられないと言われる。向こう三軒両隣の関係が個人情報制定以降うまくいかなかった。昔ならば、町内会において名簿が必ずあった。今は、そこに何名住んでいるのか、その家に住んでいるのかが分からない。今度の要援護者支援を希望される方については、名簿は町会長と民生委員にお渡しするという事だが、要望のない方については情報が入ってこない。民生委員は国の委嘱機関であって動いているが町内会は全く把握できない。その辺をどうしていくのか。	今の御意見は、ほかの地域でもいただいておりますが、「向こう三軒両隣」という顔が見えるお付き合いができる、そのような地域にもう一度みんなで戻していこうではないかという大きな視野で取り組んでいただいております。ただ、地域によって問題も変わってくると思うので、その課題解決については、リーダー的な方の役割が非常に大きいと思います。そういうリーダーの方と行政がどう関わりながらお互いがどう解決していくかという事が重要であると思います。市は出せる情報をきちっと出す、いろんな政策過程について公開していく中でお互い議論していきましょうというような一定のルールを示させていただくというものが今回の自治体基本条例であると思っています。
4 7	今、情報公開は月2回の広報、市のHPその辺で情報公開をしているが、市民の中にはHPを見ることのできない人も多いと思う。回覧ではなく全戸配布による情報公開を多くしてほしい。	情報公開は、その充実をさらに図っていかなくてはならない。パソコンを利用される方は限りがあるし、紙ベースの媒体でのお知らせをいかに充実するかです。町内会に入らない、脱退されるという問題には、危惧もしており、個人情報保護法の縛りやプライバシーの問題もありますが、町内会の活動をより活発にして町内会に入る事のメリットをもっと訴えることも大切です。一人暮らしの困っておられる高齢者の方々が無縁社会で亡くなられていてもわからないという事が全国的にもあることから、このような事が草津市においては発生しないような助け合いのまちづくりをなんとか訴えて皆さんのご意見・ご提案をいただいて行政とまちとが手を組んで行っていきたい。町内会によっては、毎年、町内会名簿を作るためにペーパーで提出してもらって人数だけ把握してもらっているとかという取り組みもあるようです。これは、協力がなくてできない話だが、このような時であるから協力いただかないといざという時に困るのだという事を強く訴えるなど、なんとか地域の助け合いのまちづくりが進むように目指してまいります。

◆大津市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
48	シャッターが降りている商店街の活性化を大津でも考えていただいているのか。	2つの制度があり、1つは空き店舗を新たな展開でお店等にする場合には賃料補助という制度があるのと、ファサード整備といひまして、例えば、商店街通りが和風の形で東海道筋のようなしつらえでの全面をしつらえにしていくような事で、行政と持ち主の方とで話が整った場合は、補助金を出していくというような取り組みを行っているところでもあります。
49	災害の件ですが、避難場所であるとかだいたい決まったことであるが、旧草津川の土手は安全であって、避難場所として適していると思うので残してほしい。	旧草津川も廃川になって利活用については市民の皆さんの意見も頂きながら構想段階に入ってきました。今後は実際の活用についての計画作りに入る段階であります。貴重な空間であるのでいざという時の避難場所の確保として、構想の中には盛り込んでいきたいと思ひます。「また、物資の輸送をする必要もあり、そこまでのアクセスも重要であるので道路・通路の機能も必要である」と考えています。それ以外にも、公園的利用などの利活用を進めていきたいと考えています。
50	市政に対する市民参加についての「市民」の位置付けとは何か。また、市民参加についてどのように行えばよいか。これまでは、行政で決まったことしか市民に伝えられてこなかった経緯がある。	本条例では市民の定義は敢えて行っていません。条例に規定する内容によって市民という範囲が異なり、一意的な定義をすることで混乱を生じる可能性があることから定義をしていません。市民参加について、市の方ではこれまでも計画を作るときにはニーズを把握するべくアンケート調査を実施したり、審議会等を組織する際には委員の公募も行っています。また、地域の課題であれば、ヒアリングに出向いてワークショップも行っています。このような事をしっかり制度化していくことで、できる限り多くの市民の皆さんが市政に参加できるように努めていくことがこの条例の制定の目的にあります。
51	今回はこのような機会を設けてもらって参加できたが、ほとんどどこかで決まったものが降りてくるという状況である。このような条例ができれば、ひとつひとつ丁寧にこういう機会を作してほしい。	これまでタウンミーティングという形での取組はできていなかったところではありますが、今後は、重要な計画・条例を作っていく際にはこういう機会を設けさせていただくものです。これは市民参加条例の中にも盛り込んでいくものです。
52	第10条で政策過程全体の情報共有とあるが、従来以上のことを期待するのだが、全体的な条例を見ると、市は市民に対して情報公開を適切に行う一方で、市民にはやれることはちゃんとしなさい、ということだと思ひます。よいことだと思ひし理にかなっていると思ひますが、手続きであるとか事務量がそのために増えるような気がする。そして、執行体制は法律的に行うと書かれているので、両方をうまくやる事は難しいと思ひますが、職員数やまちづくり協議会の事務量が増える恐れはないのか。	少数精鋭の中ではあるが、職員のレベルアップもしっかりやっていき、また、市民の皆さんにも協力いただけるところは協力していただきたいと考えています。 そして、市政の質を高めていかなければならないという思いを持っています。 また、事務量が増えるかもしれないが、逆に政策の手戻りがないようにするという意味でも、市民参加を積極的に行っていくという考えです。
53	よい条例案であると思ひますが、条例ができてどういふ成果があるのか。既存の条例が236あるということであるが、ほとんど知らないのが現状である。今ある条例を活かすことで、いろいろとやっていけるのではないかと思ひます。実際にこの条例が施行されたら、どのような体制で運営していこうとしているのか。	この条例では、「市民」「議会」「行政」の3者がともに汗をかいて、市政を運営していくというものです。ここでは、市が市民の皆さんに何かを強制するというのではなく、3者がしっかりこの条例を守り活用することで、よりよい市政運営につなげていこうということです。これまでの行政は「市民を満足させるため」という立場から、今後は、「市民が満足する」ようにしていかなければならないと考えており、市民参加や情報公開には、時間と労力がかかるでしょうが、職員の質も向上させながら、市民の皆さんにもご協力いただきたいと考えています。
54	実際にこの条例ができることにより、どういふ場面でどういふ風にこの条例を活用することで、どのような課題が解決するのかという事案集というか、解説書のようなものがあれば、今後の自治会活動などに活用できるなと思ひますので、ぜひ作っていただきたい。	条例制定後に、より詳しい解説書を作ってまいりたいと考えています。
55	協働の支援についてはどのようなことを考えておられるのか。	第25条につきましては、協働のまちづくりを推進していくための考え方を示しています。 本市では、「協働のまちづくり指針」と「草津市協働のまちづくり行動計画」を策定して協働のまちづくりを推進しています。 市民活動団体への支援策としては、現在、公益活動計画を策定に向けて取り組んでおり、また、行政にかかわって事業を展開する「提案型事業」についても取り組んでいるところです。

◆笠縫市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
5 6	条例制定にむけてのスケジュールについてはどうか。	現在、このタウンミーティングとあわせて、パブリック・コメントを実施しています。この6月議会で提案する予定であり、議会で議決いただいた後、市民の皆様に周知させていただき期間を設け、施行は約1年後を予定しています。
5 7	第11条（情報の管理と公開）に関し、町内会の人口構成などが全く分からないので、積極的に教えてもらいたい。	町内会単位の人口構成などは分かりませんが、住所別の人口構成は把握しています。
5 8	東日本大震災のような災害を想定した危機管理体制となっているのか。	<p>現在本市では、地域防災計画を作成していますが、この計画は、震度6強程度の地震を想定したものとなっています。今回のマグニチュード9のような大規模な地震は想定していないことから、現在この計画を見直しているところです。また、原発については、福井に13基あり、これまで被害想定を出していませんでしたが、今回の大震災を受けて、最悪の事態を想定した計画に作り直すものです。</p> <p>阪神大震災では、人々の助け合いによって多くの人が救われていることから、自助・共助の重要性を重ねて強調したいと思えます。</p>
5 9	町内会長をしているが、町内に住んでいる人の情報がかめずに困っている。役所に行っても、警察に行っても、病院に行っても、民生委員に聞いても、「個人情報だから」という理由で断られる。「自助・共助」という言葉を並べておられるが、現実はその簡単にはいかない。そのあたりはどう考えているのか。	個人情報については、どうしても法律上出すことはできません。そのような中で検討されたのが、災害時要援護者避難支援制度です。「向こう三軒両隣」という顔が見えるお付き合いができるように、行政としても、できるだけことは支援してまいります。

◆草津市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
6 0	この条例がなぜ必要なのかということがよくわからない。「透明性の推進」だけで、この条例が必要ということにはならないだろう。いままで市政は透明ではなかったのかと疑う。	確かにこれまでは、基本条例がなくても「市民参加」や「情報公開」をして、市政を運営してきました。しかし、これまでの手法は十分ではない面もあり、また、この「市民参加」や「情報公開」も、地方自治法などの法律に根拠があるわけではないことから、今回、市政運営のルールとしてしっかりと定めようとするものです。
6 1	基本条例の制定は、意義あるものとする。 ただ、参加と参画という言葉が使われているが、この意味を教えてください。	参加は加わることであり、参画は積極的な関わりをもって加わることであるといえます。まずは、市政への参加からはじめて、参画・協働へとすすみ、ともに汗を流すということもあると思います。 この参加・参画・協働の手法については、今後の市民参加条例を検討する中で改めて議論していきたいと考えています。
6 2	公益通報の部分で、「職員は、・・・通報するものとする。」とあるが、市民感覚からすると「・・・しなければならない。」という表現のほうがいいのではないか。	通報するものとするということで、義務的な表現として捉えています。
6 3	検証制度について、どのようなことを想定しているのか。 意見であるが、検証した結果などを、広報等で情報公開することも必要であろうと思う。	米原市では条例推進に関する委員会を設けておられる。どういう組織にするのかは今後の検討課題ではありますが、実効性ある条例とするためにも、しっかりと検証できる体制作りをしていきます。 また、市政情報の公開については、ホームページだけではなく市民センターを活用するなど、市民に皆さんに情報が入手しやすいものになるよう努めてまいります。
6 4	「適正」や「適切」という言葉が使われているが、その違いは。	用語の使い方については、再度確認します。御意見として承ります。
6 5	「協働の推進」にて、「市長は、・・・支援に努めるものとする。」とあるが、金銭面の支援はあるのか。	草津学区では、「草津学区ひと・まちいきいき協議会」が設立されているが、金銭面の支援としては従来からの補助金を交付金化するなどして行う予定であります。具体的な内容については、まちづくり協働課が担当し進めてまいります。
6 6	この条例が議会に上程されるのはいつごろか。	現在、このタウンミーティングとあわせて、パブリック・コメントを実施しています。この6月議会で提案する予定です。また、議会で議決いただいた後、市民の皆様にご周知させていただく期間を設ける予定であり、施行は約1年後を予定しています。
6 7	この条例でいう「市民」には、草津市内の事業所で勤めている人は含まれないのか。	一言で「市民」といっても、住民や企業市民など、とらえ方は様々です。本条例においても、条項に応じて市民の捉え方が様々でありますので、混乱を避けるために、あえて用語の定義を行っていません。ただ、個別条例においては用語の定義を行うものです。

◆矢倉市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
68	行政職員の業務に対する監査についてはどう考えているのか。	第4条の「議会の役割」において、「執行機関の活動を監視」という規定があります。また、第5条の「市長等の役割」においても、「執行機関の構成員および職員」に監査委員も含まれており、誠実に職務を遂行するものです。
69	「市民参加」という言葉が出ているが、町内会への負担が増えたりしないか。	基本的に町内会に負担がかかることはないです。この条例を通じて、市民の皆さんにもっと市政について関心を持っていただきたいと考えています。
70	この条例が出来ることで仕事が増えて、財政を圧迫することはないのか。	市民参加や情報公開により市政運営をしていくという点では、労力と時間がかかる可能性はありますが、それ以上に市民の皆さんに市政に関心を持っていただくことが重要であると考えています。そのためにも、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いしたい。この条例の施行により市民・議会・行政の3者の緊密な連携により、無駄を排除した効率的な市政運営にならなければ意味がないと考えています。確かに手間はかかることになるが、手戻りがないような形で市民の皆さまの意見を市政に反映できるのではないかと考えています。
71	個人情報に関して、個人情報保護法が過大解釈されている現状がある。災害などの対応のために、個人情報を必要とする者（町内会長や関係者）に提供すべきではないかと考えるが、市の見解は。	市では現在、災害時要援護者避難支援制度を設けており、援護を必要とする方の情報の登録を進めています。また、民生委員には、個人情報を閲覧できる制度も設ける予定です。
72	たとえ、情報が入手できても、家が潰れるような災害が起きたら紙ベースの情報は何の意味もなくなるのではないか。	「向こう三軒両隣」という言葉にあるように、やはり日ごろからの顔の見える近所付き合いが重要であると考えます。
73	住民投票に関して、住民投票に必要な署名を集めても、市長の判断で住民投票が行われないことはないのか。	この条例で規定しているのは、いわゆる常設型の住民投票制度であり、市長・議会・市民のそれぞれが発議でき、必要な条件が揃えば市長は必ず住民投票をしなければならないということでもあります。 ただ、住民投票を行ったとしても、最終的な決定権は議会にあることを申し添えます。

◆南笠東市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
74	現在市には、条例が236あるということであるが、これまでは前提となる条例がなかったままで市政が行われてきたのか。まずは、このような基本条例があって、次に他の条例が作られるべきではないのか。	国の法律で言うと、先ず憲法があって、その下に各法律がありますが、自治体の場合は、これまでは、国の法律や通達などに則って、各条例を作って自治体を運営してきた経緯があります。ここに至って、地方分権が打ち出され、「自治体のことは自治体で」となったことから、自治体運営の基本的な原則をしっかりと定める必要がありますことから、今回、条例を制定しようとするものです。
75	このタウンミーティングで出た意見はどう反映するのか。	これまで市民で作る検討委員会で40回もの会議により条例について議論いただき、議会においても議論をしていただいたところです。本日提示したものは、あくまで案であり、確定したものではありません。現在、パブリック・コメントも同時に募集しており、いただいた意見のうち、この条例案に反映できるものは反映していきたいと考えています。
76	「市民」、「信託」という意味について、詳しく教えてもらいたい。	本条例では、「市民」などの用語の定義を行っていません。それは、条項によって市民の範囲が異なるからであり、ここでは、「市民」という大きな枠組みとして捉えていただきたい。ただ、個別の条例では、「市民」の範囲を特定するものであります。また、市が行う行為の権限は主権者である市民にあり、その市民が市に市政運営を託していることを、ここでは「信託」と表現しています。 多数の市民の方から選ばれた市長あるいは議会が市政運営を行っていくこととなりますが、任せられたからと言って、市長や議会が好き勝手に市政運営を行うのではなく、市民の皆さんの意見や要望を取り入れていく必要があると考えています。そのための市民参加や情報公開などの運営のルールを定めるのがこの条例であると考えています。
77	地方分権になると、国の予算はどうなるのか。	国の補助金をもらおうとすると様々な縛りがある、いろいろな条件をクリアする必要があったが、国の方も変わってきて、これまでの補助金が、地方の判断で自由に使える交付金にする方向に変わってきており、現場のニーズに合わせた形になってきています。ただ、まだまだ予算が下りてこないのが現実で、国や県に要望もしているところです。
78	配布した資料に日付や発行した担当課の記載がないことについてどう思うか。	記載がなかったことについては、お詫びいたします。ただ、この内容は4月15日の広報くさつに掲載させていただいていることから、日付としては4月15日時点の資料ということをお願いいたします。
79	市の財政の健全化について、もっと強調すべきではないか。	この条例は市政運営に関する基本原則を網羅しており、特定分野のテーマを詳細に取り上げてはいません。健全で持続可能な財政運営のため、本条では第13条（総合計画）、第14条（財政運営）、第15条（行政評価）で、その姿勢を述べさせていただいています。
80	ホームページで、市長のマニフェストの自己採点等の記事を見た。国保税に関連して、「市長への手紙」を書いたが、担当課長名で稚拙な内容の回答が届いた。市長は、手紙の回答内容を確認していないのか。また、国保税や年金の掛け金の未納者からの徴収ができていないのではないのか。	「市長への手紙」として出されたものは、私が確認し、署名をして回答しているので、その当時の回答について、改めて確認させていただきたい。 また未納者対策としては、債権対策課を設けて、他の税目などとの総洗い出しをして新たな仕組みとして取り組んでいるところです。
81	「市民」「議会」「市長」という表現について、実際の窓口は、各担当課であり、担当課からのボトムアップにより市長の耳に届くということであるから、「市長」とせず、「行政」という表現の方がいいのではないのか。	この条例では、二代表制の機関としての「議会」と「市長」を表しております。市長と言いましても、広く行政を表しており、条項では、執行体制や職員の役割なども述べています。
82	市長の説明にあった、「不透明な審議会等の廃止」とは、審議会全体を廃止するという意味ではなく、不透明と考えられる審議会のみを廃止するという意味か。また、この条例は6月議会に提案するということであるが、提案までに審議会を設置するのか。	不透明と考えられる審議会のみを廃止するという意味です。また、本条例については、審議会からの諮問とそれに対する答申というプロセスではなく、市でまとめた条例案を、議会との議論を通じて、最終案として練り上げた後に提案するという予定をしています。すべてのプロセスを審議会方式で行うわけではなく、様々な市民参加の手法により運営していくものです。
83	このタウンミーティングでは、決まった案を聞くということではなく、まだまだ意見は述べさせていただけるのですね。	そのとおりです。タウンミーティングと同時にパブリック・コメントも募集しております。いただいたご意見は、内部でさらに検討し、変更すべきところがあれば変更するものです。

◆志津南市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
84	この条例ができることで何がどう変わるのか。	「市民参加」と「情報公開」のもとで、我々行政はこれまで以上にしっかりと市政運営をしていくことになり、一方、市民の皆さまにおかれては、市政に関心を持っていただけることにつながると考えています。 行政は、「市民参加」と「情報公開」をより充実していく必要があります。この条例により「市民」「議会」「市長」の3者の共通理解のもと、よりよい市政運営につながるのではないかと考えています。
85	条例というからには、守られなければ罰則となるが、その辺りはどう考えるか。	市民の役割で言えば、あくまで行動規範的な内容となっています。罰則規定までは設けていませんが、この条例の理念に基づき、行政と議会は、市民の信頼を得られる、自律的な市政運営を行っていくことを規定しています。
86	この条例は、国で言うところの憲法に当たるものであると考えますが、憲法にしては、内容が細かすぎるように思うがどうか。	この条例は自治体の憲法という位置付けであり、この条例が他の条例等の基本となるものです。「細かい」という御意見については、この条例が基本原則を定めるという意味合いから、このような内容になっています。
87	ここには、議会のことは書いているが、市民の代表としての「議員」については書かれていないが。	この条例では二元代表制の機関として、合議機関としての「議会」と執行機関である「市長」を捉えています。また、市議会議員で構成する自治体基本条例調査検討特別委員会では、自治体基本条例の調査検討をされ、さらには、「議会基本条例」を見据えた検討もされており、施行される見込みは不明ではあるが、その条例中に、議員としての規定を述べられるものと想定しています。
88	条例で、「市民」「住民」「市政」「まちづくり」などという言葉が出てくるが、使われている用語について説明願いたい。	4ページの【条項のねらい】に、用語の定義について述べていますが、本条例では敢えて用語の定義を行っていません。なぜなら、各条項における用語の範囲が異なるからであり、一意な定義をすると、混乱を生じさせる恐れがあるからです。 住民投票については、市内に住所を有している方が対象となることから、敢えて「市民」と使い分けをしているものです。 「市政」とはここでは、文字通り議会と市長（行政）による自治体運営そのものを表しており、「まちづくり」とは、地域をよりよいものにするための活動を表しています。
89	用語の定義についてはあえて規定しないということであるが、前文では「市民」や「草津市民」という言葉が使われており、あいまいさが残る。また、同じ「市民」という言葉でも、条項によって指す対象が違うというのは、この条例が市の憲法という位置付けからして、もう少ししていいに整理した方がいいのではないか。「信託」についても、あくまで信託するのは草津市に住所を有する人が基本であり、市外の人が含まれる余地はない。誤解を与えるような解釈がなされること自体、許されない。	「市民」とは誰を指すか、という議論は前段の検討委員会でもかなり意見が出ていたところですが、いただいたご意見をもとに、さらに検討させていただきたいと思えます。
90	「議会」の部分で、立法機能とあるが、この用語を入れた意味は。	これも検討委員会で議論があったところですが、二元代表制の一翼を担う議会は行政運営の追認をするだけでなく、市民参加と情報公開の原則の上で、政策の提言や調査研究などもしっかりと行っていくべきであるという意味がこの「立法」に込められています。
91	この条例では、「市民の責務」の規定がない。まちづくりは「権利」だけではできず、「責務」が伴うものであると考える。	「責務」といっても、どこまで規定できるかという問題もありますが、他市事例を見ても、「発言と行動に責任を持つ」とか、「サービスの対価として応分の負担を行う」などです。この条例では、市民に規制を加えるのではなく、あくまで行動規範的な概念を規定しているものです。
92	「自治体」基本条例である以上、市民の責務は入れるべきではないと思う。	この条例は、市民参加と情報公開というルールのもとで、市が市民のためにしっかりと自治体運営をしていくということです。確かに、危機管理や協働という部分で、市民にもお願いする部分もありますが、御意見のとおり、責務といった規制すべき内容を盛り込むべきではないと考えています。
93	この条例は、市民同士で自主的に行う「自治」の領域は含まないとあるが、そういうふう考えたのはなぜか。こうなると、町内会活動などの組織が、市政運営から置き去りにされることにつながらないかという懸念がある。	町内会活動等も一定のルールに則って運営されていますが、それらの活動や市民同士のまちづくりの活動内容までも条例で縛る（規制する）ということではできないのではないかと考えています。 現在市では、コミュニティ活動が活発化しているのを受けて、地域活動自体の再編成のための新たな取り組みとして、各学区・地区ごとにまちづくり協議会の設立を目指しており、この条例を基に取り組んでいくものであります。
94	危機管理に関して、核問題（原発）が気になるがどうか。	現在、若狭湾に4ヶ所（敦賀・大飯・美浜・高浜）、13基の原発があります。草津市は、これらから70km～80km離れているものの、最悪の事態を想定し、現在の危機管理計画や防災計画を見直しているところであります。 また、県と連携する必要もあるし、被災者を受け入れる対応もしなければならないと考えています。

9 5	大阪の議会改革などに見るように、改革の在り方についての条項を追加すべきであるとするがどうか。	<p>議会におかれては、「議会改革検討委員会」を組織し、改革に向けた取り組みをされているところです。具体的には、予算と決算について一括審査する予算審査特別委員会と決算審査特別委員会を設置いただくなど、しっかりと議会として議論をしていただいているところです。</p> <p>議会におかれても今後、この条例で言う市民参加や情報公開による改革に向けた動きを公表されながら取り組まれるべきであると考えています。</p> <p>行政としても、行政システム改革などを行ってきていますが、一層の財政の健全化を目指し、改革に向けた市政運営を行っていきたいと考えています。</p>
9 6	災害等による被害想定はどの程度見込んでいるか。また、震災の支援についての考え方は。	<p>担当課は危機管理課であり、詳細は今わかりませんが、市の地域防災計画等に定めているところです。</p> <p>また、原発による被害想定はできておりませんが、最悪の事態を想定した地域防災計画にするよう見直しているところです。</p> <p>支援については、継続的に息の長いものになるような体制をとっていきたいと考えています</p>
9 7	災害に備え、市のデータはバックアップできているのか。	場所までは言えませんが、バックアップは取っています。
9 8	全国的にこの条例が制定されているようであるが、総務省からのガイドラインはあるのか。	特にガイドラインはありませんが、各自治体が独自のルールを規定し、自主自立の市政運営をしようということで、このような条例を制定されているものです。本市においても、「市民参加」と「情報公開」を基本原則において、自主自立の市政運営を進めるものです。
9 9	この条例ができた時には、既存の条例や要綱、規則を体系的に整理する必要がある。	御意見を受け止め、しっかり整理します。

◆玉川市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
100	危機管理に関して、近くに福井原発があるが、その対応策として今できている部分と、できていない部分について教えてほしい。	<p>現在市では、地域防災計画を定めているが、原発事故による被害は想定できていないことから、この計画を見直しているところ です。現在、福井に4ヶ所（敦賀・大飯・美浜・高浜）、13基の原発が稼働しています。草津市は、これらから70km～80km 離れているものの、今回の震災で東京の水道水が汚染されたことから、原発から遠方にあるところでも放射能汚染等の危険がある ことから、最悪の事態を想定した防災計画を作成する必要があると考えています。</p> <p>なお、滋賀県においても被害想定を現在作成しているところでもあります。 また、被災者の受け入れ態勢も必要であることから、それらについても防災計画には盛り込む予定です。</p>
101	他の自治体との連携として、現在どの市と連携しているのか。	<p>平成9年に、大分県の別府市、岡山県の津山市、大阪府の摂津市、千葉県の君津市、静岡県の焼津市と応援協定を締結していま す。そして、東海道五十三次市区町と「災害時相互応援に関する協定」を締結しています。また、平成17年には、守山市、栗東 市、野洲市と「災害時における相互応援・連携基本協定」を締結しています。さらに、平成18年には三重県の津市、岐阜県の多 治見市と締結しているところです。</p>
102	今までに、こういった基本条例は草津市にはなかったのか。これまで、「市民」、「議会」、「市長」はそれぞれの立場でやってきたわけである。	<p>中央集権から地方分権へと時代が移り、各自治体は自らの責任と判断で市政を運営する必要が出てきています。これまで、市は いろいろな施策の中で「市民参加」と「情報公開」を行ってきましたが、今後の市政運営の指針となるべきものをここでしっかり と作成することによって、今後の市政に活かしてまいりたいと考えています。</p>
103	条例で、「市民」「住民」「市政」「まちづくり」などという言葉が出てくるが、使われている用語について説明願いたい。	<p>4ページの【条項のねらい】に、用語の定義について述べていますが、本条例では敢えて用語の定義を行っていません。なぜ なら、各条項における用語の範囲が異なるからであり、一意な定義をすると、混乱を生じさせる恐れがあるからです。 住民投票については、市内に住所を有している方が対象となることから、敢えて「市民」と使い分けをしているものです。 「市政」とはここでは、文字通り議会と市長（行政）による自治体運営そのものを表しており、「まちづくり」とは、地域をよ りよいものにするための活動を表しています。</p>
104	「協働のまちづくり」ということで、行政は市民に何を任せようとしているのか。	<p>市では現在、新たなまちづくりの取組として「まちづくり協議会」の設立にむけて取り組んでいます。地域の皆様にどういった ことを行っていただくかも含めて、「自分たちの地域は、自分たちの手で」ということで、この条例に基づいてしっかりと協働の まちづくりに取り組んでまいります。</p>
105	この条例ができることで、コストがかからないか。	<p>「市民参加」と「情報公開」を行うことで、少なくとも時間と労力がかかることにはなりますが、同時に職員としてのスキルもア ップすることを念頭におき、常にコストを意識して取り組んでまいります。</p>
106	協働が進むと、市民センターの役割は大きくなると思われるが、そういう意味では市民センターの充実が求められる。	<p>市民センターの充実に向けて、職員を増員しています。また地域とのコーディネーター役としての人員を配置しており、今後も 現場の状況を見ながらその在り方について検討します。</p>

◆志津市民センターでの意見等

番号	意見	市の回答・考え方
107	この基本条例を通じて、新たに作る条例は何か。	この基本条例が制定された後に、「市民参加」に関する条例と、「住民投票」に関する条例を制定するものです。今後、基本条例に定める「市民参加」と「情報公開」によって制定に向けて取り組むものです。 この基本条例についても、制定した後は、市民の皆さんに理解いただける資料を作成してまいります。
108	これまでのタウンミーティングで出された意見等は公開してもらいたい。	現在、タウンミーティングと同時にこの条例に関するパブリック・コメントも実施しておりますが、このパブリック・コメントの結果と併せて、市民の皆さんにタウンミーティングでいただいたご意見等を公開させていただきます。
109	結論から言うと、この基本条例の制定を少し遅らせた方がいいのではと思う。なぜなら、市政の主体である「市民」「議会」「市長（行政）」の三者のうち、行政職員の能力に疑問を持つからである。 草津市の市民憲章の内容や、年度初めの市長訓示の内容、さらには何をもって給料をもらっているのかという質問を決裁権のある職員に聞いても「わからない」という回答をする。まずは、職員のグレードアップが先ではないかと感じる。守山市と比較すると、予算の資料、あるいは広報に掲載する人事異動（守山市は4月1日の広報誌に掲載しているが、草津市は4月15日に掲載）についても内容が劣っている。	職員のスキルアップについては、第5条第5項に「職務の遂行に必要な能力の向上に努める」ということで規定しており、今後、御意見を真摯に受けとめ、取り組んでまいります。 職員はそれぞれの分野で一生懸命に取り組んではいるが、すべての面で優れているというわけではありません。職員は市民憲章や訓示の内容を言えなかったかもしれませんが、この条例の作成にあたっては、多くの職員が時間をかけて取り組んできていることから、この条例の検討を一つのステップとして、さらに能力を高めてまいりたいと考えています。 予算の資料については、わかりやすい予算を目指して、性質別・目的別の資料を作成しているが、ご指摘の点については確認させていただきます。 広報への人事異動の掲載については、物理的に無理かと思っているが、守山市のやり方を研究し、今後の参考とさせていただきます。
110	町内会運営と、この基本条例の関係についてはどうなのか。	町内会長においては、行政事務の委嘱をお願いしている部分もあり、行政と密接に関わりがありますが、町内会などのいわゆる自由な活動が行われている町内会運営までこの条例では踏み込んでおらず、別のものと考えています。この条例では大きな枠組みとしての「まちづくりにおける協働」を捉えているところです。
111	先の大震災に関して、原発への対応など、この基本条例に載っていない部分については、この条例を今後改正することで対応するのか。	現在、市では、地域防災計画を定めているが、原発事故による被害は想定できていない。したがって、この計画を現在見直しているところであります。現在、福井に4ヶ所（敦賀・大飯・美浜・高浜）、13基の原発が稼働しています。草津市は、これらから70km～80km離れているものの、今回の震災で東京の水道水が汚染されたことから、原発から遠方にあるところでも放射能汚染の危険があることから、最悪の事態を想定した防災計画を見直す必要があると考えています。
112	最近、防災無線を設置され、日曜日の夕方に音楽が流れているが、災害対応としてできることはすぐに始めたらどうか。	現在、市内の79か所にスピーカーを設置し、FMの電波で緊急放送を流すようにしています。国との協議の中で、日曜日の夕方に試験電波を流すこととしていますが、緊急時には、自動的に災害情報が流れるようになっており、通常の防災無線よりも早いスピードで情報が流れる仕組みになっています。